

令和3年度調布市教育委員会の権限に属する  
事務の管理及び執行の状況の点検及び評価  
報告書  
(令和2年度振返り)

令和3年8月

調布市教育委員会



# 目 次

<b>1 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に当たって</b>	
(1) 経緯	2
(2) 点検・評価の対象事業及び構成	3
(3) 学識経験者の知見の活用	3
<b>2 点検・評価の実施方針</b>	
(1) 実施方針	6
(2) 点検・評価シートの見直し	6
(3) 実施方法と実施時期	7
(4) 点検・評価の評価基準について	8
<b>3 教育委員会の状況</b>	
(1) 教育委員会委員の構成	10
(2) 教育委員会会議の状況	10
(3) その他の活動状況	11
(4) 調布市教育委員会教育目標と基本方針	12
<b>4 施策及び主要事業の点検・評価の結果</b>	
(1) 主要事業の点検・評価結果一覧	18
(2) 施策1 豊かな心の育成	20
(3) 施策2 確かな学力の育成	24
(4) 施策3 健やかな体の育成	28
(5) 施策4 個に応じたきめ細かな支援	30
(6) 施策5 魅力ある学校づくりの推進	34
(7) 施策6 安全・安心な学校づくりの推進	38
(8) 施策7 学校施設整備の推進	42
(9) 施策8 青少年の育成	44
(10) 施策9 生涯学習社会への対応	46
(11) 施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承	50
<b>5 点検・評価についての有識者からの意見</b>	
(1) 東京純心大学名誉教授 吉澤 良保	54
(2) 白百合女子大学人間総合学部初等教育学科教授 神永 典郎	56
(3) 帝京大学大学院教職研究科教授 赤堀 博行	60
<b>6 資料編</b>	
(1) 教育プラン（2019—2022年度）施策体系	66
(2) 教育委員会会議開催状況（令和2年度）	68

- (3) 教育委員会事務局の概要（令和2年度）・・・・・・・・・・・・・・・・75
- (4) 令和2年度一般会計当初予算（教育部所管分）課別予算の状況・・・・・・・・76
- (5) 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価  
実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・77

1 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理  
及び執行の状況の点検及び評価の実施に当たっ  
て

## 1 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に当たって

### (1) 経緯

平成18年12月に教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされた。

さらに、中央教育審議会において答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要なとされる教育制度の改正について」が平成19年3月に取りまとめられた。

これらを踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、平成20年4月から施行された。

この改正により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定された。

こうしたことから、調布市においても、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を毎年度実施している。

#### 〈点検・評価の実施状況〉

対象年度	点検・評価の対象となる計画	施策・主要事業
平20	調布市基本計画に基づく施策・基本事業、基本計画推進プログラム事業及び調布市教育委員会の基本方針に基づく主要事業（運営方針）	7施策・16基本事業・41主要事業
平21		7施策・16基本事業・42主要事業
平22	調布市教育プラン	24施策・134主要事業
平23		
平24		
平25	調布市教育プラン（時点修正版）	24施策・138主要事業
平26	調布市教育プラン（改定版）	12施策・44主要事業・7つの重点プロジェクト
平27		
平28		
平29		
平30	調布市教育プラン（2019～2022年度）	10施策・34事業
令元		
令2		

(2) 点検・評価の対象事業及び構成

対象事業は、調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第3において、「教育基本法第17条第2項の規定に基づき調布市教育委員会が作成した教育振興基本計画（以下「教育プラン」という。）に掲げる施策及び主要事業とする。」としている。

教育プランについては、国や東京都の計画を参酌するとともに、調布市基本計画と整合を図りながら、新たな社会経済情勢や調布市特有の状況などを踏まえ、平成31年2月に「調布市教育プラン（2019～2022年度）」を策定した。

そこで、点検・評価については、評価結果を、「調布市教育プラン（2019～2022年度）」の着実な推進に向けた各施策・主要事業の進行管理に反映させるため、教育プランの施策・事業体系に基づき、振り返りを行うこととし、令和元年度からの点検・評価における対象事業は「調布市教育プラン（2019～2022年度）」に掲げる10施策・34事業としている。

(3) 学識経験者の知見の活用

教育委員会は、点検・評価を行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者から意見を聴取することとしている。

意見をいただく有識者として次の3人の方に依頼した。（敬称略）

吉澤 良保（東京純心大学 名誉教授）

神永 典郎（白百合女子大学 人間総合学部初等教育学科 教授）

赤堀 博行（帝京大学大学院 教職研究科 教授）





## 2 点検・評価の実施方針

## 2 点検・評価の実施方針

### (1) 実施方針

調布市教育プラン（2019～2022年度）に掲げる施策体系に基づく点検・評価は、令和2年度の振返りが3回目となる。

また、今年度（令和3年度）は、昨年度に引き続き、平成31年3月に策定された「調布市教育大綱〈第2期〉」に掲げる基本方針と、5つの連携テーマを踏まえ、具体的な教育行政を推進していかなければならない。

こうした状況を踏まえ、以下のとおり実施方針を定める。

ア 調布市教育委員会は、毎年、主要な施策や事業の取組状況について点検・評価を行い、課題や今後の取組の方向性を明らかにするとともに、調布市教育プラン

（2019～2022年度）における10施策・34事業の進行管理を行うことにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

イ 点検・評価の結果に関する報告書を作成し、市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

ウ 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検・評価に関する有識者を置き、意見を聴取する機会を設ける。

### (2) 点検・評価シートの見直し

点検・評価報告書は、「効果的な教育行政の推進」と「市民への説明責任を果たすこと」を目的として作成している。そのため、PDCAサイクルを意識して、この1年間、「何ができて、何ができなかったのか」、「成果は上がっているのか」、「次への課題・目標は明確化されているか」など、着実な進行管理のもと、調布市教育プラン（2019～2022年度）の実効性を高めていくことを目指している。

また、調布市教育プラン（2019～2022年度）で定めている「成果指標」等についても振返りが必要となっている。

そのため、令和元年度（平成30年度振返り）の報告書以降、次のとおり点検・評価を行うシートを変更している。

#### ア 施策のねらい(PPLAN)

- ・はじめに「施策のねらい (PLAN)」、「背景 (PLAN)、主要事業 (PLAN)」欄を設け、事業の目的や狙いは何か、その理由はどんなものか、具体的に何を設定するのかを記載した。

※本欄は、調布市教育プラン（2019～2022年度）から転記している。

#### イ 取組実績、取組成果(DO)

- ・事業の目的や目標に則し、主要事業や主な取組について、具体的にどのような取り組み、どのような成果や効果があったのか明確に記載した。
- ・「○」には、教育プランに記載されている各施策の「(5) 主な取組」などが記載され、「・」には、その成果等を記載した。
- ・令和3年度（令和2年度振返り）については、新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は「◆」として記載した。

#### ウ 点検・評価(CHECK)

- ・調布市教育プラン（2019～2022年度）においては、上記の「施策のねらい」に対応した「成果指標」を設定し、施策ごとに、施策の成果向上を把握するための指標とその目標値・教育プラン策定時の基準値を示し、実績を記載した。
- ・評価結果は、成果指標のみならず、施策に連なる主要事業、主な取組の実績等を総合的に判断し、評価理由とともに記載した。
- ・評価段階は、評価をより分かりやすくし、調布市行政評価と整合を図るため、5段階評価を維持しつつ、ランクを「S～D」とした。

#### エ 今後の方向性(ACTION)

- ・課題を踏まえ、どのような取組を計画し、取り組んでいるのか、実施結果の自己評価とあわせて、より具体的に記述した。

### (3) 実施方法と実施時期

実施に当たっては、関係法令に基づくとともに、詳細は、「調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱」に定め実施している。

主な流れは次のとおり。

#### ア 令和3年5月～6月

教育委員会事務局において、主要な施策・事業の当該年度の取組成果等の振り返りと課題の抽出を行い、課題を踏まえた現年度の取組状況、さらに次年度の方向性を取りまとめ、報告書案を作成する。

#### イ 令和3年7月～8月

自己評価に留まらず、有識者として学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会で最終的に協議し、報告書を作成し、市議会へ提出する。また、報告書は市ホームページ

で公開するとともに、教育会館、公文書資料室、図書館、各社会教育施設に配架し、閲覧できるようにする。

(4) 点検・評価の評価基準について

各事業の評価については主管課による自己評価としている。評価に当たっては下記の評価基準に基づいて、事業の目的（ねらい）・目標に則して効果や成果が十分得られたかどうかを、S・A・B・C・Dの目標達成度で表した。

評価結果		新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組結果	成果指標の結果
S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが、代替事業の実施等により、一定程度の成果が得られた。	前年度より数値が上昇 又は目標値を上回った(横ばいも含む。)
A	実施した取組において予定した成果が得られた。		
B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが、それ以外の取組では一定程度の成果が得られた。	成果指標が横ばい又は前年度より低下
C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。	新型コロナウイルスの影響に関わらず、取組において成果が得られなかった。	成果指標が前年度より低下
D	実施した取組において成果が得られなかった。		

※S・A又はC・Dの評価は、上記2項目(新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組結果, 成果指標の結果)により判断

### 3 教育委員会の状況

### 3 教育委員会の状況

#### (1) 教育委員会委員の構成

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行され、教育の政治的中立性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における組織体制の明確化や、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会との連携の強化など教育委員会制度の改革を進め、新しい体制を構築していくこととなった。

調布市教育委員会は、平成27年10月1日に、新たな「教育長」を代表とする新体制へと移行した。

平成27年10月1日以降の調布市教育委員会委員（以下「教育委員」）の定数は5人であり、5人の委員が教育長とともに教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針、教育委員会規則の制定・改廃などの教育に関する様々な議題について審議を行っている。

#### [教育委員会名簿]

（令和3年3月31日現在）

備考	氏名	任期
教育長	大和田正治	平成30年10月1日から令和3年9月30日まで
教育長職務代理者	奈尾 力	平成29年12月18日から令和3年12月17日まで
委員	細川 真彦	令和2年7月1日から令和6年6月30日まで
委員	福谷 文夫	令和2年10月1日から令和6年9月30日まで
委員	榎本 竹伸	令和2年10月1日から令和6年9月30日まで
委員	千田 文子	令和2年12月22日から令和6年12月21日まで

#### (2) 教育委員会会議の状況

教育委員会の会議は、地教行法及び調布市教育委員会会議規則に基づき、毎月1回定例会を、また必要に応じて臨時会を開催している。

令和2年4月から令和3年3月までに開催された教育委員会定例会及び臨時会の内容は次のとおり。

ア 教育委員会開催回数 19回（定例会11回，臨時会8回）

#### イ 審議事項

(ア) 議決事項（議案） 46件

(イ) 協議事項（協議題） 7件

(ウ) 報告事項 62件

(エ) 諸報告 21件

※ 「諸報告」は、審議会や施設使用に係る報告など、説明を省略した案件です。

※ 会議の付議案件と結果は、68ページ以降に記載

教育委員は上記の教育委員会以外にも、月1回以上、定例会や臨時会の前後などに情報交換会を開催し、教育委員会事務局との情報共有を行っている。

(3) その他の活動状況

教育委員は、学校の状況を把握し、教職員と情報共有するために、学校訪問や学校行事への出席のほか、校長会との意見交換会を開催している。また、東京都教育委員会連合会や東京都市教育長会等へ出席し、東京都教育委員会や近隣市との情報交換、情報共有を行うほか、研修会へ参加し、識見を高め、教育施策の決定等への反映に努めている。

ア 教育委員の学校訪問

- ※ 令和2年 5月20日 飛田給小学校, 深大寺小学校
- ※ 令和2年 6月22日 調和小学校, 緑ヶ丘小学校
- ※ 令和2年 7月 3日 富士見台小学校, 第四中学校
- ※ 令和2年 9月30日 北ノ台小学校, 石原小学校
- 令和2年10月14日 第七中学校, 小学校適応指導教室「太陽の子」,  
不登校特例校分教室「第七中学校はしうち教室」
- ※ 令和3年 1月15日 染地小学校, 神代中学校
- ※ 令和3年 2月 1日 国領小学校, 第三中学校
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い中止

イ 東京都教育委員会連合会

- ※ 令和2年 4月22日 第1回常任理事会及び理事会
- ※ 令和2年 5月13日 第64回定期総会及び情報交換会
- ※ 令和2年 5月28日 関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会
- 令和2年 8月25日 第2回理事会・第1回理事研修会(東京自治会館)
- 令和2年11月 6日 第4ブロック研修会(立川市女性総合センター・AIM)
- ※ 令和2年 1月15日 第3回理事会
- 令和2年 2月 9日 研修会(オンライン)
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い書面開催又は書面表決

ウ 東京都市教育長会

- ※ 令和2年4月15日 定例会総会
- ほか定例会(※5月, 7月, 8月, 10月, 11月, 1月, 2月)
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い書面開催

エ その他

- ※ 令和2年 4月21日 東京都教育委員会教育施策連絡協議会
- 令和2年11月17日 市町村教育委員会オンライン協議会(オンライン)
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴いデータ送付による開催

#### (4) 調布市教育委員会教育目標と基本方針

平成30年12月21日

調布市教育委員会決定

##### ◎教育目標

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質・能力を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

また、調布市においては、調布市民が、生涯にわたり自己実現に向けた学習に主体的に取り組む、という生涯学習の考え方を基盤においた教育施策を展開する。

調布市教育委員会では、このような考え方に立ち、以下の教育目標を掲げて調布市の教育行政を進める。

学校教育では、調布の子どもたちが、徳・知・体の調和のとれた成長と、国際化、情報化の進展など、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けることを目指し、

- 命の大切さを自覚し、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる力を身に付けた子ども
- 豊かな心、健やかな体を基盤に、確かな学力に基づいた「生きる力」を身に付けた子ども
- 自ら社会貢献しようとする意欲をはぐくみ、社会的に自立するための基礎となる力を身に付けた子ども

の育成に向けた施策を展開する。

社会教育では、市民の自己実現を支援し、市民がより豊かでうるおいのある生活を送ることを目指し、

- 市民の要請を的確につかんだ学習の機会や場を提供する
- 市民のつながりを深めるネットワークを構築する
- 市民自らが学習の成果を生かすことのできる学習環境づくりを支援するなどの施策を展開する。

また、学校、家庭、地域住民、その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協働しながら調布の教育を支えていく、という認識のもと、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めるとともに、学びの成果を地域社会に生かすなど、地域の教育力を高めていくことを目指す。



## ◎基本方針

教育目標の実現に向け、以下5つの基本方針及び調布市教育プラン（2019～2022）に基づき、総合的な教育施策を推進します。

また、教育行政の推進に当たっては、調布市教育大綱及び総合教育会議における協議・調整等を踏まえ、市長との連携強化を図ります。

### 基本方針1 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる

#### 【背景】

- 23万人余の市民が共に生きる調布市にあって、すべての市民が、命の重さを深く自覚し、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、互いを思いやる心や、規範意識を高めていくことが求められている。
- 自他の命を大切にできる心豊かな教育活動の推進が求められている。このため、「命の大切さ」や「自分の命は自分で守る」ことの大切さを、子どもたちに教えなければならない。
- 調布市立学校の給食において、食物アレルギーにより尊い児童の命が失われたことを決して風化させず、一人一人が命の重さや尊さを胸に刻み、自他の命を大切にしなければならない。
- 体罰や暴言の根絶に向け、教職員一人一人の人権意識を一層高めることが求められている。
- 全国的にいじめの認知件数が増加する状況にあって、国では「いじめ防止対策推進法」、東京都では「東京都いじめ防止対策推進条例」が制定されている。全ての児童・生徒が安心して教育活動に取り組むことができるよう、いじめをなくさなければならない。

#### 【施策の方向性】

- いじめ・偏見・差別・虐待につながらないように、人の尊厳を大切にできる人権教育や心の教育、そして子育てにかかわる教育などを推進する。
- 教職員の人権意識を一層高める取組を推進する。
- 「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」及び「学校いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめを決して見逃さず、いじめをなくすための組織的な取組を推進する。

### 基本方針2 「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する

#### 【背景】

- 小学校で平成32年度から、中学校で平成33年度から全面実施される新学習指導要領の移行期に入ることを踏まえ、各学校における教育課程の在り方や授業の改善が求められている。

- 変化の激しい社会にあって、自ら主体的に判断し、適切に行動できる、社会的に自立した人間としての基礎づくりや、社会に貢献しようとする精神の育成が求められている。
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」の趣旨を踏まえ、学校や関係機関は、学校への復帰のみを目標にするのではなく、社会において自立的に生きる基礎を養うことができるよう、多様な学びの場を提供していくことが求められている。
- 人はみな違った存在であり、それぞれが自己実現を目指して、個の状況に応じた学習に取り組めるよう、教育環境の充実が求められている。
- 食物アレルギーのある児童・生徒と他の児童・生徒が、発達段階に応じて互いの違いを認め合い助け合う中で、みんなが同じように給食の時間を楽しみ、食を通して成長できるよう、安全で安心な学校給食を提供しなければならない。
- 経済格差が、教育格差とその再生産や固定化につながり、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されてしまう、いわゆる貧困の連鎖が社会問題化しており、総合的な対策が求められている。
- 調布市において、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを踏まえ、学校教育や社会教育の場においても、この機会を最大限に生かすことが求められている。
- 共生社会の実現に向け、障害のある人もない人も、可能な限り、同じ場で共に学ぶことができるよう、児童・生徒一人一人に必要なかつ適切な教育的支援を行うことが求められている。

#### 【施策の方向性】

- 各学校において「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント」の実現を図り、教育の質の向上を図るための取組を推進する。
- 子どもたちには、生きる力の柱となる基礎的な学力を身に付けさせるとともに、その基盤となる豊かな心と健やかな体の育成を重視した教育を推進する。
- 全ての子どもたちが将来への希望を抱き、安心して学び続けられるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを中心に、学校全体で子どもを見守り、必要に応じて、福祉的な支援につなげるなど関係機関との連携・協力を推進する。
- 適応指導教室「太陽の子」や分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の環境整備等により、不登校児童・生徒の居場所づくりや学びの場の充実を図り、社会的自立の支援を推進する。
- 食物アレルギー事故の再発防止、いじめや不登校対策、虐待など、学校を取り巻く諸課題に対応するため、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって、情報共有及び連携に努め、児童・生徒一人一人の状況に応じた教育及び支援の充実を推進する。
- スポーツによる心身の調和のとれた発達を促し、進んで平和な社会の実現に貢献でき

る児童・生徒を育成する機会となるよう、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。

- 全ての子どもたちが平等に教育を受けられるよう、障害のある児童・生徒一人一人の状況に応じて、合理的配慮の提供や基礎的環境の整備を行い、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。

### **基本方針3 学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める**

#### **【背景】**

- 家庭や地域での教育が困難になっている社会と指摘されている状況にあって、学校・家庭・地域が子どもの教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協働しながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めることが求められている。
- 近年、全国各地で地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故や登下校中の子どもが巻き込まれる事故等が発生している。このため、自らの安全は自らが守るという自助意識と、地域で互いに助け合うという共助意識の醸成が求められている。また、学校は地域の避難所になることから、災害時に即応できる体制づくりや地域との連携を進めなければならない。
- 近年ICTの普及など、子どもたちを取り巻くネット環境が大きく変化しており、いじめや誹謗中傷などの問題をはじめ、スマートフォン等の長時間使用による生活習慣の乱れや不適切な利用による青少年の犯罪被害等につながるケースが増えている。

#### **【施策の方向性】**

- 子どもたちにとって、安全で安心な居場所をつくり、学習や体験・交流活動などを行うことができる取組を推進する。
- 学校・家庭・地域それぞれが、子どもの教育に関する情報や目標を共有し、互いに意見を交換し合いながら、教育に参加できる体制づくりを推進する。
- 地域と一体となって、より効果的な防災教育や防災訓練の取組を推進する。
- 学校・家庭・地域は、子どもたちのネット依存や、SNS等の利用に伴うトラブル等の課題を共有し、情報モラルを含むICTメディアリテラシーに関する意識啓発や指導などの取組を推進する。

### **基本方針4 安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する**

#### **【背景】**

- 調布市では、市の人口増加の影響を受け、教育人口のさらなる増加が見込まれており、子どもの就学人数に応じた教室数の確保とともに、少人数・習熟度別学習指導や特別支援教育、ICT教育への対応など、教育環境の整備が急務となっている。また、

学校施設の老朽化が進行しており、安全・安心の観点から早急なる施設改修等の対策が求められている。

- 食物アレルギー対策として、学校給食現場の状況を的確に把握し、給食室の整備・改善を計画的に進めることが求められている。

【施策の方向性】

- 教育人口の推移や施設の老朽化などを的確に把握しながら、調布市公共建築物維持保全計画に基づく維持保全や施設の状況に応じた老朽化対策、学習環境の改善、特別支援教育環境の充実に向けた整備を推進する。
- 「（仮称）調布市学校施設整備方針（平成31年3月策定予定）」等に基づき、関係部署と連携し、市の公共施設マネジメントとも歩調を合わせながら、施設の建て替えや長寿命化の取組を計画的に推進する。

**基本方針5 生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する**

【背景】

- 人生100年時代を見据え、市民が生涯にわたって自己研さんに励み、自己実現を目指す活動を通して、より豊かで充実した生活を送るための環境づくりを支援することが求められている。

【施策の方向性】

- 地域の資源を活用しながら、市民の要請や思いを受け止めた学習の機会や場の提供、学習情報の充実を推進する。
- 市民自らが多様な学習活動を行い、互いに学び合うことで、新たな学びの機会や学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりを推進する。

## 4 施策の点検・評価の結果

## 施策の点検・評価結果一覧

### 点検・評価の評価基準について

各施策の評価については主管課による自己評価とした。  
評価に当たっては下記の評価基準に基づいてS～Dの指標で表した。

評価結果		新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組結果	成果指標の結果
S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが、代替事業の実施等により、一定程度の成果が得られた。	前年度より数値が上昇 又は目標値を上回った(横ばいも含む。)
A	実施した取組において予定した成果が得られた。		
B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが、それ以外の取組では一定程度の成果が得られた。	成果指標が横ばい又は前年度より低下
C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。	新型コロナウイルスの影響に関わらず、取組において成果が得られなかった。	
D	実施した取組において成果が得られなかった。		成果指標が前年度より低下

※S・A又はC・Dの評価は、上記2項目(新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組結果、成果指標の結果)により判断

### 施策 1 豊かな心の育成

主要事業		事業主管課	目標達成度
1	命の教育の推進	指導室	B
2	人権教育の推進	指導室	
3	道徳教育の推進	指導室	
4	体験活動の推進	指導室	

### 施策 2 確かな学力の育成

主要事業		事業主管課	目標達成度
5	基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成	指導室	A
6	ICT機器の整備・活用と情報教育の推進	指導室	
7	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進	指導室	
8	学校図書館の活用推進	指導室	

### 施策 3 健やかな体の育成

主要事業		事業主管課	目標達成度
9	体力向上への支援	指導室	B
10	食育の推進	学務課・指導室	

### 施策 4 個に応じたきめ細かな支援

主要事業		事業主管課	目標達成度
11	特別支援教育の推進	指導室	A
12	不登校児童・生徒への支援	指導室	
13	いじめ、虐待の防止と対応	指導室	
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実	教育相談所	
15	児童・生徒の貧困への対応	指導室・学務課	

施策 5 魅力ある学校づくりの推進			
主要事業		事業主管課	目標達成度
16	地域人材等を活用した教育の充実	指導室	A
17	特色ある教育活動の推進	指導室・学務課	
18	教職員の指導力・人権意識の向上	指導室	
19	学校における働き方改革の推進	指導室・学務課・ 教育総務課	

施策 6 安全・安心な学校づくりの推進			
主要事業		事業主管課	目標達成度
20	食物アレルギー対策の推進	学務課・指導室	B
21	安全教育の推進	教育総務課・ 指導室	
22	児童・生徒の安全確保の推進	学務課・社会教育課・ 教育総務課	

施策 7 学校施設整備の推進			
主要事業		事業主管課	目標達成度
23	老朽化・長寿命化対策等の推進	教育総務課 施設担当	A
24	不足教室への対応	教育総務課 施設担当	
25	快適な教育環境の整備	教育総務課 施設担当	

施策 8 青少年の育成			
主要事業		事業主管課	目標達成度
26	家庭教育への支援	社会教育課	B
27	地域で活躍できる人材の養成	社会教育課	
28	青少年交流・体験事業の推進	社会教育課	

施策 9 生涯学習社会への対応			
主要事業		事業主管課	目標達成度
29	市民、社会教育団体等の活動への支援	社会教育課・ 公民館	B
30	障害のある方の社会体験活動への支援	社会教育課	
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識につながる公民館活動の推進	公民館	
32	市民の読書・調査活動への支援	図書館	

施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承			
主要事業		事業主管課	目標達成度
33	史跡・文化財の保存及び活用	郷土博物館	A
34	地域ゆかりの文化を生かした事業の展開	郷土博物館・ 図書館	

# 令和3年度 点検・評価シート(令和2年度振返り)

施策	1 豊かな心の育成	施策主管 課長	指導室長 所 水奈
----	-----------	------------	--------------

## 1 施策のねらい(PLAN)

一人一人の児童・生徒を大切にすることを進めることで、命の大切さを自覚するとともに、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる豊かな心を育成します。

## 2 背景(PLAN)

●自他の命を大切にすることを進める心豊かな教育活動の推進が求められています。児童・生徒一人一人が命の大切さを自覚するとともに、他者との違いを理解し、互いに認め合うことのできる豊かな心の育成を推進していく必要があります。

●2017(平成29)年3月、「いじめ防止対策推進法」施行3年後の見直しとして、けんかやふざけあいであっても、児童・生徒が感じる被害性に着目し、いじめを認知するなど、「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されました。2016(平成28)年度の全国いじめの認知件数が、過去最多となり、調布市においても、2017(平成29)年度の認知件数が過去最多となりました。いじめは、どの子ども、どの学校にも起こりうるものであることを認識したうえで「調布市教育委員会いじめ防止に関する規則」や「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」に基づく、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階のポイントを念頭に、各学校をはじめ関係機関と連携しながら、いじめの未然防止及び早期解決などの対策に取り組んでいく必要があります。

●「特別の教科 道徳」の全面実施(小学校は2018(平成30)年4月1日、中学校は2019(平成31)年4月1日)を踏まえ、答えが一つでない道徳的な課題に対し、児童・生徒が主体的に向き合い、考え議論する道徳授業への転換を図るため、具体的な授業の充実に取り組んでいく必要があります。

## 3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
1	命の教育の推進 (指導室)	「命」の授業の実施や「いのちと心の教育」月間を通して自他の生命(いのち)を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことのできる、心豊かな教育活動を推進します。
2	人権教育の推進 (指導室)	人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる児童・生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、障害、国籍、性別等、多様性を認め合う、心のバリアフリー教育を推進します。
3	道徳教育の推進 (指導室)	道徳の教科化を踏まえ、児童・生徒が主体的に深く考え、議論するなど、道徳授業の質の向上を図ります。また、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域と連携した道徳教育を推進します。
4	体験活動の推進 (指導室)	宿泊を伴う移動教室の体験学習や、中学生職場体験など、集団行動や社会との接点となる体験を通じて規律性、社会性、協調性の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、課題を最後までやり抜く姿勢を育成します。

## 4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合 上段：小学生、下段：中学生 ※全国学力・学習状況調査	100%	95.2%	96.9%	96.2%	調査未実施	—	—
	100%	92.8%	94.5%	92.9%	調査未実施	—	—

評価結果		評価理由
B	S 実施した取組において顕著な成果が得られた。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な事業が計画どおり実施できず、成果指標に関する調査も実施されなかったため、数値が把握できなかった。 ・一方で、オンラインを活用した「命」の授業の実施や、道徳授業公開講座、職場体験の代替事業の実施、小学校第6学年児童を対象とした日光移動教室の代替事業として日帰り移動教室(近隣県の4か所から学校が選択)を実施するなど、コロナ禍においても工夫を凝らした取組により、豊かな心の育成を推進することができたため。
	A 実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B 実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C 実施した取組において予定した成果が得られなかった。	
	D 実施した取組において成果が得られなかった。	



## 5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
1	命の教育の 推進  (指導室)	<p>○自助・共助の意識を醸成する「命」の授業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校において実施する「命」の授業を実施するに当たり、国や東京都教育委員会の指導資料を周知し、市立学校全児童・生徒の自助・共助意識の醸成に努めた。</li> <li>◆「調布市防災教育の日（令和2年4月25日）」を中止とし、「いのちと心の教育」月間（12月）における「命」の授業の公開も中止したが、各学校において、外部講師やオンラインの活用等、工夫を凝らした授業を実施した。</li> </ul> <p>○SOSの出し方教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期の休み明けに、児童・生徒が相談できる環境を整備するとともに、自殺予防に関する知識を身に付けるため、SOSの出し方に関する授業を行った。</li> </ul> <p>○児童・生徒に対する普通救命講習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校第6学年の児童（1,193人）、中学校第3学年の生徒（160人）が、心肺蘇生やAED、異物除去、止血法などを身に付けることができた。</li> <li>◆新型コロナウイルス感染症の影響で4・5月の臨時休業や6月の分散登校、消防署との9月からの調整が困難であったことにより小学校6校、中学校5校の普通救命講習は中止とした。</li> </ul> <p>○教員に対する上級救命講習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員127人が更新のため受講した。</li> <li>・人命救助のための知識・技能を持った教員の育成・学校体制を構築した。</li> </ul> <p>○応急手当普及員講習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員24人が更新のため受講した。</li> <li>・小学校19校・中学校7校について1人以上の教員が資格を所持し、救命救急に関する知識を児童・生徒及び教員に還元する体制を維持した。</li> <li>◆新型コロナウイルス感染症の影響で、上級救命講習・応急手当普及員講習の新規受講ができなかった結果、応急手当普及員の有資格者が存在しない学校が生じた（小・中学校各1校）。</li> </ul>
2	人権教育の 推進  (指導室)	<p>○各小・中学校における人権教育全体計画及び年間指導計画に基づいた指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに関する人権課題に重点を置き、年間3回いじめに関する授業を実施し、いじめは人間として絶対に許されない人権侵害であることを理解させ、よりよい集団生活を築こうとする態度の育成を図った。</li> <li>・「人権教育プログラム（令和2年3月東京都教育委員会）」及び「いじめ総合対策【第2次】（平成29年2月東京都教育委員会）」を活用した校内研修を各校において実施した。</li> </ul> <p>○人権に配慮した指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導室訪問や指導主事の小・中学校訪問の際に、人権に配慮した指導に係る助言を行った。特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による差別・偏見防止の観点における指導を重点的に実施した。その際に東京都教育委員会作成の「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」や東京都教職員研修センター作成の『止めよう差別的感染 広げよう感謝の心』を活用した指導を行った。</li> <li>◆年3回の人権教育推進委員会については、新型コロナウイルス感染症の影響で中止1回、書面開催1回、研修会を1回実施した。東京都人権尊重教育推進校（第二小学校）の取組を共有するとともに、研修会では、東京都多摩教育事務所指導課 富田 広氏を講師として招き、持続可能な社会ESDの視点から、人権教育課題解決に向けた、学校教育における取組について研修を実施した。</li> </ul>
3	道徳教育の 推進  (指導室)	<p>○小・中学校全校で道徳授業地区公開講座（東京都教育委員会事業）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆授業公開及び意見交換会を行った学校は、小学校1校・中学校1校であり、授業公開のみ行った学校は小学校2校であった。授業公開や意見交換会ができなかった学校においても、オンラインを活用し保護者・地域への配信をするなど、工夫を凝らした取組を実施した。（保護者等の参加は730人、小学校700人、中学校【オンライン参加】30人）</li> </ul> <p>○「特別の教科 道徳」の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒が道徳的問題について、自己の考えをもち、それらを交流することで、考えを広げたり、深めたりできるよう、授業改善への指導・助言を行った。</li> <li>・児童・生徒用のモバイル端末を活用し、全員の考えをモニターに移すなどして、考えの共有や自己の考えの再構築など、自分事として考える機会の充実を図った。</li> <li>・指導訪問や校内研修等において、適正な道徳科の評価について指導・助言を行った。</li> <li>・「ふれあい月間（6月・11月・2月）」において、小・中学校全校でいじめに関する指導を実施した。</li> </ul>
4	体験活動の 推進  (指導室)	<p>○様々な体験活動を通じた児童・生徒の規律性・社会性・協調性等を育成する機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育の推進（多摩川を利用した自然体験学習）</li> <li>◆小学校第5学年児童を対象としたハケ岳移動教室、小学校第6学年児童を対象とした日光移動教室、中学校第1学年生徒を対象とした木島平スキー教室、中学校第3学年生徒を対象とした修学旅行を中止としたが、日光移動教室の代替事業として、令和2年9～12月に小学校6学年児童を対象とした日帰り移動教室（近隣の4か所から学校が選択）を実施した。</li> <li>◆中学校第2学年生徒を対象とした職場体験は中止としたが、オンラインや電話等を活用し、働くことについてのインタビューを行った。また、キャリア教育の充実に向けて、年間指導計画の見直しを行うよう、指導を行った。</li> </ul>

## 6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
1	命の教育の 推進  (指導室)	<p>○命の教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、「命」の授業や「いのちと心の教育」月間を計画的に取り組みとともに、取組の質の向上に向けて校長会、副校長会等を通じて指導を行っていく。</li> </ul> <p>○児童・生徒の自己肯定感や自己有用感を高めさせる教育活動の充実を図る。</p> <p>○児童・生徒のいじめへの正しい理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標である「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解できていない児童・生徒については、個々の状況を把握したうえで、個別指導を促す。</li> </ul> <p>○引き続き、法の定義に基づいたいじめの認知が行えるよう、指導を行う。</p> <p>○教職員のいじめについての研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに係る内容の校内研修を確実に実施し、教職員のいじめに対する正しい理解、校内体制の構築、組織的な対応の強化を行う。</li> </ul> <p>○児童・生徒のいじめ、不登校等の課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒理解を軸とした指導の徹底を行う。</li> <li>・学校の対応力強化が図られるよう、校長会等を通じて指導・助言を行う。</li> </ul> <p>○SOSの出し方教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悩みや不安などを相談できる体制を充実させるとともに、SOSの出し方教育を特別活動（学級活動）の生活づくりや健康保全、体育・保健体育の不安やストレス等への対処など各校の教育課程に確実に位置付けるよう促し、学校が意図的・計画的に実施できるようにする。</li> </ul> <p>○普通救命講習及び応急手当普及員の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒への普通救命講習の日程調整や応急手当普及員を各学校最低1人以上配置できるよう講習会の調整を行うとともに、応急手当普及員集合研修を実施し、普及員が教職員向けの校内研修を効果的に進められるようにする。</li> </ul>
2	人権教育の 推進  (指導室)	<p>○各小・中学校における人権教育全体計画及び年間指導計画に基づいた指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「インターネットによる人権侵害」、「性同一性障害」など、多様な人権課題について、指導の充実を図り、人権意識の向上を図る。</li> <li>・中堅教員資質向上研修などの研修を通して、人権教育の普及・啓発ができる人材育成を行う。</li> <li>・生活指導主任会及び人権教育推進委員会における研修、体罰防止研修等により、人権尊重を前提とした生活指導や児童・生徒理解に即した指導の徹底を図る。</li> <li>・指導室や指導主事の学校訪問における人権に配慮した視点の指導・助言の実施</li> </ul> <p>◆新型コロナウイルス感染症による感染者や濃厚接触者、医療関係者やワクチン未接種者に対する偏見、差別、いじめが起こらないよう、様々な教育活動において、引き続き人権教育を推進していく。</p>
3	道徳教育の 推進  (指導室)	<p>○道徳科における指導と評価の一体化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者研修、2・3年次研修等の若手教員育成研修の機会を通じて、道徳科の指導と評価の一体化が図られるよう、指導を行う。</li> <li>・指導室訪問を通じた指導・助言の充実を図る。</li> </ul> <p>○モバイル端末を活用した授業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイル端末を活用した道徳科の授業の充実について、調小研や調中研と連携し、研究の推進を図る。</li> </ul> <p>○学校教育全体で育む豊かな心</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳科の授業と教科等の指導や生活指導を往還させながら、学校教育全体で、豊かな心の育成の充実を図る。</li> </ul> <p>○東京都教育委員会作成の指導資料を活用した道徳授業地区公開講座の全校実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換会の形式の工夫（リモート・動画視聴・アンケート形式等）</li> <li>・DVD「子供たちの豊かな心を育むために大人たちにできることを考える」、教員用リーフレット「学校・家庭・地域が一体となって子供たちの心を育むために」等を活用する。</li> </ul>
4	体験活動の 推進  (指導室)	<p>○中学校第3学年生徒を対象とする修学旅行の実施（2泊3日）</p> <p>○特別支援学級の宿泊を伴う学習の実施（1泊2日）</p> <p>○環境教育の推進（野川クリーン作戦、多摩川を利用した自然体験学習等）</p> <p>○スポーツ振興課、調布市体育協会と連携した小・中学生走り方教室の実施（1回）</p> <p>○拓殖大学陸上競技部出前授業（市内各中学校）</p> <p>○小学校第5学年児童を対象とする八ヶ岳移動教室（2泊3日）</p> <p>○小学校第6学年児童を対象とする日光移動教室（2泊3日）</p> <p>○中学校第1学年生徒を対象とする木島平スキー教室（2泊3日）</p> <p>○中学校第2学年生徒を対象とする職場体験（5日間）</p> <p>○連合音楽会（小学校第5学年：12月2日～3日）</p> <p>○小学生タグラグビー大会の実施</p>



# 令和3年度 点検・評価シート(令和2年度振返り)

施策 2 確かな学力の育成

施策主管  
課長

指導室長  
所 水奈

## 1 施策のねらい(PLAN)

新たな学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善等に取り組み、確かな学力の育成や新しい時代に求められる社会の様々な変化に対応できる生きる力を育成します。

## 2 背景(PLAN)

●近年、知識・情報・技術をめぐる変化の速さが加速的となり、AI（人工知能）やIoT（Internet of Things）の活用等、情報化やグローバル化といった社会の変化が予測を超えて進展しています。このような予測できない社会の変化に対し、積極的・主体的に関わり合い、他者とともに課題を解決していく資質・能力を育成する必要があります。

●2017（平成29）年3月に新たな学習指導要領が示され、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から全面実施されます。小・中学校学習指導要領等の改訂のポイントとして、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善が必要とされています。子どもたちが新たな時代に対応した生きる力を身に付けていくため、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた授業を通じ、生きて働く知識・技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力を習得するなど、確かな学力を育成する必要があります。

## 3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的, ねらいなど)
5	基礎的知識・技能, 学習満足度の向上と学び意欲の育成 (指導室)	少人数・習熟度別指導等による「できる」「分かる」までの指導や、一人一人の児童・生徒の主体性を重視する指導、個に応じたユニバーサル・デザインの視点に立った授業改善等により、児童・生徒の基礎的知識・技能の習得や学習満足度の向上、できるまで挑戦し続ける意欲の育成と定着を図ります。 理科や数学等への関心を高め、理数好きの児童・生徒の裾野を拡大させ、科学技術の土台となる理数教育の一層の充実を図ります。
6	ICT機器の整備・活用と情報教育の推進 (指導室)	児童・生徒用のタブレット端末等、ICT機器の整備・活用により、主体的な学び、魅力ある授業づくりを推進し、情報活用能力を育成します。社会が情報技術によって支えられていること、プログラムが社会の発展に大きく貢献していることなどについて、東京都教育委員会や専門機関と連携した取組等により理解を深めるとともに、プログラミング的思考（論理的に考える力）を育成します。 また、携帯電話、スマートフォンやインターネットなどによる、いじめや人権問題に対する意識の啓発を図ることで、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。
7	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進 (指導室)	外国人英語指導講師(AET)を活用した授業の実施等、英語及び外国語活動の充実により、国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに、国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。オリンピック・パラリンピックの歴史、理念、参加国の文化等の学習を通じ、異文化や障害者に対する理解を深めるとともに、自他を認め、尊重し合う心を育成します。また、調布市がオリンピック・パラリンピックの競技会場であることを生かすとともに、オリンピック・パラリンピアンとの交流を通して、運動やスポーツへの関心を高め、夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上、共生社会の実現に向けた意欲の醸成等を図ります。
8	学校図書館の活用推進 (指導室)	各学校に学校図書館専門嘱託員を配置することで、図書を購入、点検、整理等を行うとともに、本の貸出、レファレンスサービス、本の読み聞かせなどを行うことで、児童・生徒の主体的・意欲的な読書活動の充実を図ります。

## 4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (7ラ集定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数 上段：小学生，下段：中学生	3.0pt	2.4pt	1.1pt	9.6pt	調査未実施	—	—
	3.0pt	0.1pt	0.2pt	5.8pt	調査未実施	—	—
「自分たちで課題を立て、話し合いながら学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査 上段：小学生，下段：中学生	80.0%	78.6%	70.8%	71.1%	調査未実施	—	—
	80.0%	74.6%	65.5%	65.8%	調査未実施	—	—

### 評価結果

### 評価理由

A

S	実施した取組において顕著な成果が得られた。
A	実施した取組において予定した成果が得られた。
B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。
C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。
D	実施した取組において成果が得られなかった。

・新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な事業が計画どおり実施できず、成果指標に関する調査も実施されなかったため、数値が把握できなかった。  
・一方で、全児童・生徒に対する1人1台のモバイル端末（小学校：iPad，中学校：Chromebook）の貸与等、ICT機器の整備・機器を活用した授業の実施、外国人英語指導教師を活用した英語教育の取組推進や分散登校期間中においても感染症対策を講じたうえで学校図書館を開館したことによる読書活動・学習支援の充実等、確かな学力の育成の取組を推進できたため。

## 5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
5	基礎的知識・ 技能, 学習満 足度の向上と 学ぶ意欲の育 成  (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京方式少人数・習熟度別指導ガイドラインを踏まえた指導の実施</li> <li>・各習熟度別学級における指導方法や教材に関する工夫について, 指導室訪問等により指導した。</li> <li>○学習評価の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・3観点となった学習評価について校内研修等による指導を実施した。「主体的に学習に取り組む態度」の観点については, 更なる充実に向けた検討を進めた。</li> </ul> </li> <li>○幼・保・小及び小・中連携の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中連携については, 学習面だけではなく, 不登校の未然防止に向けた取組については, 中学校区単位で情報交換を行った。</li> </ul> </li> <li>◆幼小連携推進協議会については, 新型コロナウイルス感染症の影響により文書開催及び中止とした。</li> <li>○地域学校協働本部における学習活動支援の取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後学習教室, 授業補助等により, 学習課題の改善に取り組んだ。</li> </ul> </li> <li>○科学センターの運営等による理数教育の充実</li> <li>◆科学センターの事業については, 人数を制限等の感染症対策を講じたうえで, 全9回(250名)実施した。</li> <li>○日本語指導の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外から帰国してきた児童・生徒及び外国籍の児童・生徒等のうち, 日本語による会話等に困難を有する児童・生徒を対象とした日本語指導教室を週2回程度(全65回)実施し, 延べ1, 250人の児童・生徒が参加した。</li> <li>・個別指導による日本語の読み書きや作文と日常生活語等, 基本的な日本語を指導する日本語指導臨時講師を学校に派遣し, 延べ15人の児童・生徒に対する指導を実施した。</li> <li>◆緊急事態宣言期間中は日本語指導教室を中止した。</li> <li>◆新型コロナウイルス感染防止対策を講じた授業改善             <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業と家庭学習とのつながりを意識した学習計画や感染防止対策を講じた対話的な学習の工夫等を, 指導主事が指導教諭の実践例を集約するなどにより, 学校に対する指導・助言を行った。</li> <li>・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から, 対話的な活動などは制限したが, 自己の考えを書く活動の充実を図るなど, 思考力, 表現力の育成を図った。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
6	ICT機器の 整備・活用と 情報教育の推 進  (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各小・中学校におけるタブレット端末の活用率実態調査             <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の授業時におけるタブレット端末活用状況調査を毎月1回実施し, 前年度と比較するなどにより, 活用率の向上に向けた検討を進めた。</li> </ul> </li> <li>○ICT教育推進委員会の設置             <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年1月に小学校全児童用に配布したiPadを活用しつつ, 今後のプログラミング教育を推進するため, 導入したプログラミングソフトを用いた研修会を開催した。</li> <li>・全小学校で取り組んだプログラミング教育の指導プランの検討や実践事例の報告を学校間で共有することで, 今後の取組につなげた。</li> <li>・令和3年1月から中学校全生徒に配布したChromeBookを活用しつつ, 今後のプログラミング教育を推進するため, 教材体験研修会を実施するとともに, 中学校で使用するプログラミング教材を選定した。</li> </ul> </li> <li>○校務支援システム検討委員会の設置             <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度からの校務支援システムの運用に向けて, 小・中学校代表校長や養護教諭を委員とした校務支援システム保健機能検討委員会を4回開催し, 保健日誌, 健康カードや定期健康診断のお知らせなどの検討を進めた(令和3年4月から一部運用開始)。</li> <li>・校務支援システムの研修として, 「教育計画(週案)研修(令和3年3月1日)」, 「年次更新研修(令和3年3月9日)」を実施した。</li> </ul> </li> <li>◆ICT機器の整備             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の臨時休業等の影響による「GIGAスクール構想」の前倒しに伴い, 令和3年1月に児童・生徒1人1台のモバイル端末を配布した(児童用iPad12, 050台, 生徒用Chromebook4, 650台)。</li> <li>・今後の臨時休業等に備え, 家庭向けタブレット端末及びポケットWi-Fiルーターを貸出できる体制を整備した(タブレット端末998台, ポケットWi-Fiルーター331台)。</li> <li>・児童・生徒1人1台モバイル端末の円滑な導入及び活用促進のため, 教員向けの使用マニュアルや保護者向けのガイドブックを作成した。</li> <li>・各小・中学校にICT支援員を配置し, 教職員の端末等の活用を支援した。</li> <li>・正規教員以外の講師等が授業において使用できるよう, タブレット端末を追加整備した。(小学校61台, 中学校42台)</li> <li>・普通教室等で使用するために固定式プロジェクタセット(固定式プロジェクタ, 無線LANアクセスポイント, マグネットスクリーン)を整備した。(小学校25台, 中学校8台)</li> <li>・少人数教室等で使用するためにモバイルプロジェクタセット(モバイルプロジェクタ, 無線LANアクセスポイント, マグネットスクリーン)を整備した。(小学校61台, 中学校29台)</li> <li>・特別支援学級教室で使用するために無線LANアクセスポイントを整備した。(小学校23台, 中学校9台)</li> </ul> </li> </ul>
7	グローバルな 人材の育成と オリンピック ピック教育の 推進  (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国際交流事業を通じた豊かな国際感覚の醸成</li> <li>○英語教育推進委員会における研究等の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ZOOMにより小学校の代表教員19名が小学校英語専科教員の授業を参観する研修を通じ, 指導方法の共有や指導力の改善, 研鑽に努めた。</li> </ul> </li> <li>○グローバルな人材の育成             <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人英語指導教師(AET)を活用した授業を小・中学校全校で実施した。</li> </ul> </li> <li>○オリンピック・パラリンピック教育の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・調布市教育シンポジウム「調布市の子どもの体力向上に向けて～新しい生活様式に取り組む中で」を有識者やパラアスリートを招聘ライブ配信(YouTube)により開催し, 調布市における東京都教育委員会体力向上事業指定地区の取組, これからの学校や家庭における体力向上について, オリンピック・パラリンピックの紹介等について, 教職員をはじめ保護者等の参加者と共有したことで, 東京2020大会に向けた機運醸成, 人権意識の醸成・啓発を図った。視聴回数も例年集合形式で150名ほどであったが, 1, 658回(3/24時点)に達した。</li> <li>・中学生走り方教室では, エドモントン世界陸上女子日本代表・ベルリンマラソン大会優勝 松尾 和美氏を講師として招聘した。市内在住の中学生を対象に全2回走り方のフォームやタイムトライアル等, 脚力の向上を目指した取組となった。</li> </ul> </li> </ul>
8	学校図書館の 活用推進  (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆コロナ禍における学校図書館の活用             <ul style="list-style-type: none"> <li>・分散登校中であっても, 学校図書館を開館し, 感染症対策を講じたうえで, 児童・生徒が図書に触れる機会を確保した。</li> <li>・各校の学校図書館全体計画及び年間指導計画に基づき, 学校司書と司書教諭(図書主任)が連携を図りながら, 学校図書館活用に向けた取組を推進した。</li> </ul> </li> <li>◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から, 年2回の学校図書館運営連絡協議会及び学校司書の研修を中止とした。</li> <li>○市立図書館の活用及び連携             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「調布市子ども読書活動推進計画」に基づく図書指導を行い, 日ごろから団体貸し出しや市立図書館ガイダンスを利用するなど, 市立図書館と連携した読書活動を推進した。</li> </ul> </li> <li>○読書活動の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校全校の学校司書が連携し, ブックリスト「本のたからばこ」(小学校), 「ほんとのであい」(中学校)を作成するなど読書活動を推進した。</li> </ul> </li> </ul>

## 6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
5	基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成  (指導室)	<p>○「令和の日本型学校教育※」の構築を目指した取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、学校のリーダーとして育成したい主任教諭（学校マネジメント講座受講者）に対して、校長が講義・演習を実施する。</li> </ul> <p>○長期欠席等の児童・生徒に対する学習保障</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイル端末を活用した対面とオンラインによるハイブリット授業の実現に向けて、各小・中学校と連携して取り組む。</li> <li>・「ちょうふの教育」などの発信媒体を活用し、モバイル端末の活用や新たな学習モデルについて、保護者・地域に対して周知していく。</li> </ul> <p>○幼・保・小及び小・中連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校入学後において、教員が児童の実態に応じた指導ができるよう、幼稚園・保育園の訪問を行い、状況把握に努める。</li> <li>・中学校区単位で不登校の未然防止の取組について検討する。</li> </ul> <p>○地域学校協働本部を活用した学習活動支援の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域人材等を活用した放課後学習教室や授業補助を行うことで、児童・生徒の学習支援の充実を図る。</li> </ul> <p>○少人数指導講師の配置、科学センターの運営等による理数教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒個々の学習課題に対応できるよう全学年において少人数学習を推進する。</li> <li>・科学センターについては、市内の私立高等学校や企業から講師を招聘し、実験を中心とした講座を10回開設する。</li> </ul> <p>○日本語指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語指導教室や日本語指導臨時講師の活用を通じて、個々の児童・生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の充実を図る。</li> </ul> <p>◆新型コロナウイルス感染防止対策を講じた授業改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、家庭学習と授業との関連をもたせた学習の推進を図り、学習の定着を促す。また、モバイル端末を活用した対話的な学習や協働的な学びが行えるよう、事例の収集を行い、学校へ周知していく。</li> </ul> <p>※令和の日本型学校教育とは、学校教育が直面している課題を解決するため、子どもたちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、さらに発展させ、新しい時代の学校教育の実現を目指していくこと（文部科学省資料要約）。</p>
6	ICT機器の整備・活用と情報教育の推進  (指導室)	<p>○各小・中学校におけるタブレット端末活用率の実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員、児童・生徒の活用状況（回数や何に活用したか）を把握し、その結果を校長会等と共有するなどにより、活用率の向上を図る。</li> </ul> <p>○オンライン教育の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・G suite for Education（教育機関向けのオンラインサービス）を活用した研修を実施し、クラスルームや課題の提出方法等、多岐に渡る活用方法の実践事例の報告を各学校と共有する。</li> <li>・企業と連携し、中学校プログラミング教育の研修を実施する。</li> <li>・現在導入している小学校プログラミング教材の活用について、検証を行う。</li> </ul> <p>◆学校の臨時休業、不登校の児童・生徒への対応として、家庭でオンライン授業ができるよう、通信環境整備の検討を行う。</p> <p>○情報モラル教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラウドサービスを活用するに当たり、ルールやマナーなど、情報モラル教育の充実を図る。</li> <li>・課題のある活用方法について把握するとともに、適時、各学校と共有し、児童・生徒が課題について考える機会の充実を図る。</li> </ul> <p>○環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の児童・生徒数の増加状況に応じ、モバイル端末の追加整備を行う。</li> <li>・今後の学級増等による教員数の増加状況に応じ、教員用タブレット端末の追加整備を行う。</li> <li>・増加する普通教室へ固定式プロジェクタセット（固定式プロジェクタ、無線LANアクセスポイント、マグネットスクリーン）の追加整備を行うほか、その他教室（特別支援学級教室、特別教室等）のICT環境の充実を図る。</li> <li>・全学級一斉で双方向によるオンライン授業を行うなど、今後のICT機器を活用した授業展開を見据えた中で、校内ネットワークの増強など、必要となる環境整備に向けた検討を行う。</li> </ul>
7	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進  (指導室)	<p>○外国人英語指導講師（AET）を活用した授業実践の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校全校における外国語活動・外国語の授業において、教員が作成した指導計画を基に、AETの活用による積極的なコミュニケーションを促す等の指導を実施する。</li> </ul> <p>○小学校英語教育推進委員会の再編</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校から中学校への円滑な接続を目的に、小・中学校の教員による合同研修を実施する。</li> </ul> <p>○オリンピック・パラリンピック教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校全校対象のオリンピック・パラリンピック教育推進校やその他の推進校において、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。</li> <li>・オリンピック・パラリンピックの学校連携観戦の中止に伴い、代替となる取組を各小・中学校で実施する（7・8月）。</li> <li>・各小・中学校において、オリンピック・パラリンピアンへの招聘による体験教室や講演会を実施する。</li> <li>・これまで取り組んできた実績を、東京2020大会後においても持続的に実施できるよう、レガシーを残すための計画を進める。</li> </ul>
8	学校図書館の活用推進  (指導室)	<p>○各学校の学校図書館運営体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回の学校図書館運営連絡協議会における、研修の実施及び各校の学校図書館全体計画及び年間指導計画に基づく、学校図書館の活用を推進する。</li> </ul> <p>○学校司書の資質・能力の向上及び司書教諭・図書主任との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校司書が学校図書館を適切に運営できるよう資質・能力向上を目的とした研修を実施するとともに、司書教諭（図書主任）による授業支援等による学校図書館の体制を整備する。</li> <li>・各校において学校図書館マニュアルに基づき、司書教諭・図書主任の主導による学校図書館の活用を推進する。</li> </ul> <p>○市立図書館の活用及び連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「調布市子ども読書活動推進計画」に基づく読書活動を推進し、調べ学習や学級文庫の団体貸し出しや市立図書館ガイダンスを利用するなど、市立図書館との連携を推進する。</li> </ul>



# 令和3年度 点検・評価シート(令和2年度振返り)

<b>施策</b>	<b>3 健やかな体の育成</b>	<b>施策主管 課長</b>	<b>指導室長 所 水奈</b>
-----------	-------------------	--------------------	----------------------

## 1 施策のねらい(PLAN)

健康の保持増進, 体力の向上や食育の取組に加え, 規則正しい生活習慣の定着を図る取組等を通じて, 健やかな体を育成します。

## 2 背景(PLAN)

●2017(平成29)年度東京都児童・生徒体力・運動能力, 生活・運動習慣等調査における調布市の結果は, 前年度との比較では全体的に向上しましたが, 各種目の合計である体力合計点が東京都平均に達していない学年があります。体力は, 人間のあらゆる活動の源であり, 健康な生活を営む上で重要であることに加え, 物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており, 人間の健全な発達・成長を支え, より豊かで充実した生活を送るためにも大変重要なものです。子どもの時期に活発な身体活動を行うことは, 成長・発達に必要な体力を高めることはもとより, 運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い, 病気から身体を守る体力を強化し, より健康な状態を作っていくことにつながるため, 学校における体育活動を通じて, スポーツの楽しさに気づかせることも, 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するために重要な視点となります。

●近年, 偏った栄養摂取, 朝食欠食といった食生活の乱れや, 肥満・痩身傾向など, 子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。「よく食べ, よく動き, よく眠る」(調和の取れた食事, 適切な運動, 十分な休養・睡眠)という健康3原則を踏まえた正しい知識と基本的な生活習慣を身に付け, 子どもの心と身体と知性がバランスよく成長・発達するよう見守り, 育て, 働きかけていくことが必要とされています。

## 3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的, ねらいなど)
9	体力向上への支援  (指導室)	全小・中学校の児童・生徒を対象とした東京都児童・生徒体力・運動能力, 生活・運動習慣等調査の結果を分析し, 課題を明確にしたうえで, 体育授業の改善, 「一校一取組, 一学級一実践」運動, コーディネーショントレーニング, オリンピック・パラリンピック教育推進校(小・中 学全28校が東京都教育委員会から指定)としての取組や, 小学生タグラグビー大会の実施, 中学生「東京駅伝」大会への参加など, 体育・健康に関する取組を学校全体で展開し, 児童・生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに, チームワークや連携・協力の意識の醸成を図ります。 また, 学校支援地域本部(地域学校協働本部)の取組として, 水泳指導員や運動部活動における外部指導員等, 地域人材等の更なる活用を推進します。
10	食育の推進  (学務課, 指導室)	児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し, 生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう, 食に関する指導計画を小・中学校全校で作成するとともに, 地場農産物の活用, 給食の時間を活用するなど, 学習活動や家庭・地域との連携を図りながら, 食育を推進します。 また, 学校だけでなく, 市が取り組む食育関連事業と連携を図ることで, 児童・生徒の食育を推進します。

## 4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標		目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
東京都「児童・生徒体力・運動能力, 生活・運動習慣等調査」における東京都(各学年・男女別)の体力合計点と調布市の体力合計点の比較 上段:小学生, 下段:中学生	東京都の平均を上回る	▲2.5pt	▲4.4pt	▲4.7pt	調査未実施			-
		▲2.7pt	▲1.7pt	▲6.7pt	調査未実施		-	-
体育の授業における, 体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合 ※全国体力・運動能力・運動習慣等調査(児童・生徒質問紙調査) 上段:小学生(上段男 下段女) 下段:中学生(上段男 下段女)	75.0%	71.5% 69.3%	72.3% 69.9%	75.2% 72.5%	調査未実施		-	-
	70.0%	62.0% 58.2%	67.5% 61.5%	58.9% 58.2%	調査未実施		-	-
評価結果		評価理由						
B	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。						
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。						
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。						
	C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。						
	D	実施した取組において成果が得られなかった。						
		・新型コロナウイルス感染症の影響により, 様々な事業が計画どおり実施できず, 成果指標に関する調査も実施されなかったため, 数値が把握できなかった。 ・一方で, プロアスリートによる「中学生走り方教室」の開催, 各学校における段階的に体力向上を図るための取組や, 分散登校期間中における配膳が簡易な形での給食の提供等, コロナ禍においても工夫を凝らした取組により, 健やかな体の育成の取組を推進することができたため。						



## 5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
9	体力向上への支援  (指導室)	<p>○一校一取組・一学級一実践</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各小・中学校が、体力・運動能力に関する具体的な目標を定め、毎日・週1回程度等の期間を設定したうえで取組を推進した。</li> <li>・小・中学校全校において年1回以上、可能な範囲でオリンピック・パラリンピアンとの交流等の運動に関する取組を推進した。</li> </ul> <p>◆臨時休業明けの学校再開当初は一人でできる体づくりや、体ほぐしに関する指導を十分に行うとともに、感染防止対策を講じながら、段階的に体力向上の取組が実施できるよう学校へ指導を行った。また、動画配信などを効果的に活用している学校の取組を好事例として共有した。</p> <p>◆体育や保健体育の授業における感染症対策の留意点を「調布市立学校における感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」に示すとともに、指導・助言を行った。</p> <p>○「国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業」を活用した運動する機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在住・在学の中中学生を対象とした走り方教室（全2回）を開催し、プロアスリートによる「走り方」指導等を通じて、スポーツへの関心を高めるとともに、体力の向上を図った。</li> </ul> <p>○地域学校協働本部事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域学校協働本部の事業を活用し、部活動外部指導員を中学校全校で延べ23種目の部活動で活用した。</li> </ul>
10	食育の推進  (学務課, 指導室)	<p>○学校における食育の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校全校において、食に関する指導の全体計画と年間指導計画に基づく指導を行った。</li> <li>・給食食材の観察や皮むき等の体験、食材を生産している農家の見学など、地場農産物を活用した学習活動を実施した。</li> <li>・小学校の教職員向け「食に関する指導（平成31年3月改訂版）」に基づき、各小学校で1、2学期に食物アレルギーに関する指導を行った。</li> </ul> <p>◆分散登校期間中（6月1日～6月13日）に、配膳が簡易な形での給食を提供するとともに、手洗いの徹底、全員同じ方向を向いて食べるなど、コロナ禍においても工夫を凝らしながら、給食の提供を通じた食育指導を実施した。</p> <p>○教育委員会主催・市との共催による食育推進事業の実施</p> <p>◆教育委員会主催の事業としては、学務課と連携してエビペンシミュレーション研修、学校管理職対象食物アレルギー研修を、オンデマンド研修（動画配信）で実施した。</p>

## 6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
9	体力向上への支援  (指導室)	<p>○資質・能力の育成を目指した授業改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒が単元の目標を明確に理解したうえで、目標の実現を意識しながら学べるよう、指導・助言を行う。また、児童・生徒自身が自己の目標を設定し、PDCAサイクルが展開できるよう、指導の充実を図る。</li> </ul> <p>◆「調布市立学校における感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」に基づく、感染症対策を講じたうえで、水泳指導等、体力向上を図る取組を実施する。</p> <p>○オリンピック・パラリンピック教育と関連させた学習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一校一取組・一学級一実践の一つとして、児童・生徒の運動時間・機会の確保に努める。</li> </ul> <p>○「国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業」を活用した運動する機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学生の走り方教室をそれぞれ年1回、調布市スポーツ振興課、調布市体育協会との共催で実施するなど、体力の向上を図る取組を実施する。</li> <li>・関係機関と連携するなどにより、中学生の持久力向上に係る出前教室を、授業や部活動において実施する。</li> </ul> <p>○地域学校協働本部事業の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校の部活動において令和3年度も引き続き、外部指導員を活用し、基礎体力の向上及び専門的技能の習得を図る。</li> </ul>
10	食育の推進  (学務課, 指導室)	<p>○給食時間の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各小・中学校の学習活動や家庭・地域との連携を図りながら、食に関する基本的な知識や食習慣の指導を行うとともに、地場農産物を給食で使用するなど、学校と市内農家の連携した取組を継続する。</li> <li>・食器・食具の充実に向けて、引き続き、環境が整った学校から、段階的にフォークの導入を進める。</li> </ul> <p>○親子料理教室の継続実施</p> <p>○食育講演会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内関係部署と連携を図り、市民を対象とした食に関する情報提供と食育の普及啓発を図る。</li> <li>・食育を学ぶ委員会等を設置し、若手教員を中心に食育を推進していく体制を整備する。</li> </ul> <p>◆食物アレルギー研修、エビペンシミュレーション研修については、オンデマンド研修（動画配信）とする。</p>

# 令和3年度 点検・評価シート(令和2年度振返り)

<b>施策</b>	<b>4 個に応じたきめ細かな支援</b>	<b>施策主管 課長</b>	<b>指導室長 所 水奈</b>
-----------	-----------------------	--------------------	----------------------

## 1 施策のねらい(PLAN)

全ての児童・生徒が、自己の能力を発揮し、生き生きと学校生活を送ることができるよう、学校、関係機関が連携を図りながら、個に応じた支援を推進します。

## 2 背景(PLAN)

●調布市では、2015（平成27）年度に策定した調布市特別支援教育全体計画（改定版）に基づき、2016（平成28）年度から、支援が必要な児童が通級指導学級設置校に通う体制を改め、通級指導の拠点校から教員が巡回し、在籍校で支援が行われる校内通級教室を小学校全校に設置しました。引き続き増加傾向にある、特別な支援が必要な児童・生徒に対し、一人一人の個性を尊重し、求められる教育ニーズに対応するため、「調布市特別支援教育推進計画」に基づき、校内通級教室の体制の充実、教員・保護者・地域の障害に対する理解啓発等の取組について、関係機関等と連携を図りながら推進していく必要があります。

●2016（平成28）年12月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童・生徒に対する支援等に関し、国・地方公共団体の責務が規定されました。法の施行を受け、調布市では、2018（平成30）年4月に、全国初の分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」を開校し、不登校生徒に対して、普通教室に相当する教育の機会を確保する取組を開始しました。不登校状態にある児童・生徒数は、調布市においては増加傾向にあり、その要因や背景も多様化しています。不登校の「未然防止」と「初期対応」に取り組むとともに、適応指導教室「太陽の子」や不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の運営等、子ども一人一人の実状に合わせたきめ細かな支援体制を構築する必要があります。

●2014（平成26）年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、生まれ育った環境により将来が左右されることがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策が重要であることが規定されています。また、学校を子どもの貧困対策のプラットホームと位置づけて総合的対策を推進するとともに、教育費の負担軽減を図ることとしています。調布市においても生活困難層が存在する実態を踏まえ、支援体制の充実や関係機関との連携等を推進していく必要があります。

## 3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
11	特別支援教育の推進 (指導室)	特別な支援が必要な児童・生徒一人一人の能力を最大限伸ばすため、個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成やスクールサポーターの活用、専門家チームによる巡回相談の実施等、全ての学校で特別支援教育を推進します。また、就学前の教育・保育を小学校に、また、小学校における教育を中学校にスムーズにつなげ、児童・生徒が学校生活を不安なく過ごせるよう、就学支援シートの活用や幼稚園、保育園、小学校、中学校との連携に加え、子ども発達センター等の関係機関との連携を進めます。
12	不登校児童・生徒への支援 (指導室)	不登校児童・生徒に対して、小集団での学習・活動の場を通じた対人関係能力の伸長や自立支援のための集団適応指導を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用や、市の関係部署、関係機関・団体と連携した取組等による支援を進めます。また、適応指導教室及び分教室型の不登校特例校の体制整備を推進します。
13	いじめ、虐待の防止と対応 (指導室)	いじめ、虐待については、スクールカウンセラーの活用や子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じて、未然防止、早期発見、早期対応等を行うとともに、文部科学省や東京都教育委員会による調査結果等を通じた実態把握・傾向分析を行い、関係機関と連携し対応します。
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実 指導室（教育相談所）	子どもに関する様々な心配ごとについて、教育相談所で実施している来所相談や電話相談、就学相談等により、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人一人の心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かな対応に努めます。
15	児童・生徒の貧困への対応 (指導室・学務課)	教育支援コーディネーター室に配置しているスクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実や、関係機関とのネットワークを通じた連携、就学援助制度による支援を継続します。

## 4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の外部支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率	90%	76.5%	76.5%	78.1%	84.3%	-	-
上段：小学生、下段：中学生	90%	53.7%	53.7%	57.4%	88.5%	-	-

評価結果		評価理由
A	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。
	C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。
	D	実施した取組において成果が得られなかった。

・新学習指導要領の全面実施にあわせた校内通級教室ガイドライン及び知的障害学級教育課程ガイドラインの策定、「魅力ある学校づくり調査研究事業」のモデル校としての取組や適応指導教室「太陽の子」・不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の適切な運営等、個に応じたきめ細かな支援の取組を推進できたため。  
・成果指標についても、前年度より数値が上昇し、目標値に近づくことができたため。

## 5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
11	特別支援教育の推進  (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調布市特別支援教育推進計画の取組推進</li> <li>・新学習指導要領の全面実施に合わせ、校内通級教室ガイドライン及び知的障害学級教育課程ガイドラインを策定した。</li> <li>○小・中学校における特別支援教育の充実</li> <li>・校務支援システムを活用し、個別の教育支援計画、通常の学級における個別指導計画及び通級の指導による個別指導計画を共有できるようにした。</li> <li>・小・中学校の全ての特別支援教育コーディネーターを対象に、eラーニング研修（9本の動画研修及び課題レポート）を実施した。また、知的障害学級における全担任を対象とした研修（2本の動画研修及び課題レポート）、校内通級教室の全担当教員を対象とした研修（1本の動画研修＋課題レポート2回）を実施した。</li> <li>○外部機関との連携</li> <li>◆放課後等デイサービス事業所との連携に係る計画に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、知的障害学級の担任と放課後等デイサービス事業所との連携を図った。</li> <li>○「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」の連携</li> <li>・市の関係部署や関係団体との連携を図った。</li> <li>○幼・保・小連携の支援</li> <li>・個に応じた支援の充実を図るため、就学支援シート等を活用し、配慮が必要な児童へ支援に取り組んだ。（就学支援シートの提出率：調布市立全小学校新入生の11%）</li> <li>○特別な配慮を必要とする児童・生徒に対する支援の充実</li> <li>・都立調布特別支援学校と連携を図り、ケース会議や若手教員育成研修会を開催した。</li> </ul>
12	不登校児童・生徒への支援  (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「太陽の子」における教育環境及び入退室手続きの整備</li> <li>・個別課題活動やグループ活動など児童一人一人の指導計画に基づく、きめ細かな対応を行うとともに、入退室にかかる手続きを適切に実施した。</li> <li>○不登校の未然防止に向けた取組推進</li> <li>・「魅力ある学校づくり調査研究事業（国立教育政策研究所）」によるモデル中学校区（中学校1校、小学校2校）としての取組を推進した。</li> <li>・不登校に係る委員会において、「魅力ある学校づくり調査研究事業」の成果・課題について、各学校と共有を図った。</li> <li>・「魅力ある学校づくり調査研究」のモデル中学校区の成果として、令和元年度の不登校の新規数14人が、令和2年度は12人（小学校の新規数0人）と減少した。</li> <li>○不登校プロジェクト（SWITCH）、メンタルフレンド、テラコヤスイッチの実施</li> <li>◆新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部実施できなかった事業もあるが、年齢の近い大学生との交流事業を継続したことで、不登校の児童・生徒に対する、相談体制や居場所機能を確保した。</li> <li>○教員の資質向上研修の充実</li> <li>◆「太陽の子」の教員を対象にタブレット端末を活用した研修を実施した。</li> <li>○「はしうち教室」の教育課程について</li> <li>・教育課程の適正な実施に向けて、継続的に指導・助言を行った。</li> </ul>
13	いじめ、虐待の防止と対応  (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調布市教育委員会いじめ問題対策協議会の実施</li> <li>・学識を有する者、法律等に関する専門的な知識を有する者などを構成員とする協議会を開催し、いじめの早期発見・早期解決に向けた対応の重要性について協議するとともに、協議内容を校長会で共有した（年1回）。</li> <li>○いじめの未然防止、早期発見、早期対応における校内推進体制</li> <li>・いじめの認知の考え方、関係機関との連携等について、生活指導主任会で共有した（年3回）。</li> <li>・年3回の「ふれあい月間（東京都6・11月、調布市2月）」に取り組むとともに、いじめに関する研修を年2回実施したことで、いじめの現状や解消に向けた取組について、小・中学校全校で共有した。</li> <li>・関係諸機関（東京西法務少年支援センター）が実施する、いじめ等の影響や児童・生徒を取り巻く環境に関する研修を小・中学校全校の生活指導主任とスクールカウンセラーが受講した。</li> <li>○子ども家庭支援センター「すこやか」等との連携</li> <li>・「すこやか」などの関係機関と連携を図り、要保護児童・生徒の実態に即した支援を行った。</li> </ul>
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実  指導室 (教育相談所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○来所相談</li> <li>・相談件数448件（前年度比7件減）、主訴改善により120件の相談が終結した。新規相談件数83件（前年度比較30件減）</li> <li>○電話相談</li> <li>・相談件数163件（前年度比1件増）、スクールソーシャルワーカーを相談員に加え、幅広い悩みや不安を傾聴するとともに、解決策について共に考え、相談内容に応じた関係機関等への情報提供を行うなど早期解決に向けて支援した。</li> <li>◆臨時休業期間中の登校日に合わせてチラシを配布して、電話相談等の情報提供を行った。</li> <li>○就学相談</li> <li>・相談件数404件（前年度比45件減）、発達検査実施件数183件（前年度比2件増）、学務課等と連携し、就学先の決定のほか、個々の状況に応じた丁寧な相談に努めた。</li> <li>○巡回相談</li> <li>・91件（前年度比10件増）、心理・医療等の専門家が必要に応じて各学校を巡回し、専門的な見地から子どもの支援に関する助言を教員に行った。また、学校からのニーズを検証し、相談員の構成の見直しを図った。</li> <li>○保護者支援</li> <li>・「学校に行きづらい子どもの保護者のつどい」年3回開催（1回開催中止）、延べ参加人数68人（前年度比30人増） 心理の専門家及び指導主事による講演、関係機関による情報提供等を行った。</li> </ul>



## 6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
11	特別支援教育の推進  (指導室)	<p>○調布市特別支援教育推進計画に基づく取組推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都教育委員会が進める特別支援教室の入退室検討委員会の報告を踏まえ、調布市立学校の校内通級教室等における入退室システムを見直す。</li> </ul> <p>○小・中学校における特別支援教育の充実</p> <p>◆感染症対策を講じながら、特別支援教育コーディネーター、校内通級教室及び知的障害学級の教員を対象とした研修を実施する。</p> <p>○外部機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の支援に関する情報共有ができるよう、知的障害学級設置校及び校内通級教室拠点校と放課後等デイサービス事業所との連携、並びに家庭との連携強化に取り組む。</li> </ul> <p>○「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」における連携強化</p> <p>○幼・保・小の連携支援の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学支援シート等を活用したきめ細かな支援を継続するとともに、小・中学校相互に指導内容を共有する取組を継続する。</li> </ul> <p>○特別な配慮を必要とする児童・生徒に対する支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都立調布特別支援学校と連携し、個々の児童・生徒の障害に応じた指導内容・方法を工夫する。</li> <li>・ICT環境の整備を充実させるとともに、児童・生徒一人一台モバイル端末に、特別支援教育に係るアプリケーションを導入し、児童・生徒の教育的ニーズに応じた活用を推進する。</li> </ul>
12	不登校児童・生徒への支援  (指導室)	<p>○適応指導教室「太陽の子」の教育環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校児童に対し切れ目ない支援を行うため、学校等との連携強化を図る。</li> </ul> <p>○不登校の未然防止に向けた取組推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「魅力ある学校づくり調査研究事業（国立教育政策研究所）」によるモデル校としての居場所づくり（児童・生徒が落ち着ける場づくり）・「絆づくり（児童・生徒の主体的な活動による関係づくり）」の取組や不登校に係る支援委員会における支援内容、課題等を各小・中学校と共有する。</li> <li>・小・中連携の組織的取組を推進し、中1ギャップによる不登校の抑制を図る。</li> </ul> <p>○不登校プロジェクト（SWITCH）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「メンタルフレンド」「テラコヤスイッチ」を継続する。</li> <li>・「テラコヤスイッチ」について、学びから離れてしまっている生徒が学びのきっかけを見つかることができるよう、学びの支援の拡充を試行的に実施する。</li> </ul> <p>○教員の資質向上研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「太陽の子」「はしうち教室」の教員を対象とした研修を実施し、不登校児童・生徒に係る教員の資質・能力の向上を図る。</li> </ul>
13	いじめ、虐待の防止と対応  (指導室)	<p>○いじめの未然防止、早期発見、早期対応における校内推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月、各小・中学校が記載する「事故・問題行動等報告書」の書式を変更するとともに、学校がいじめに係る事案を迅速に把握し、対応できるよう、生活指導主任会において研修を実施する。</li> <li>・年3回のスクールカウンセラー連絡会等を通じて、児童・生徒及び保護者の悩みや不安に対する適切な対応について、各小・中学校と共有する。</li> </ul> <p>○子ども家庭支援センター「すこやか」等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童等に関する対応については、引き続き「すこやか」等の関係機関と連携を図り、現認の有無の確認を必ず行うとともに、児童・生徒の実態に即した支援を行っていく。</li> </ul>
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実  指導室 (教育相談所)	<p>○来所相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き相談者に寄り添うとともに、プレイセラピー等を通じて主訴を明らかにし、状況に応じて関係部署と連携を図ること、主訴解決につなげる。初回面談のみ、土曜日相談を引き続き月1回実施する。</li> </ul> <p>○電話相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悩みや不安の早期解決を図るため、心理・教育・福祉の専門家による丁寧な対応を継続する。</li> </ul> <p>○就学相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学先決定後も個に応じた相談・支援や学校訪問を継続するとともに、相談件数の増加に対応するため、土曜日相談を引き続き月1回実施する。</li> </ul> <p>○巡回相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校からのニーズに応じ、様々な状況の児童・生徒を支援するため、新たな巡回相談員を委嘱する。また、就学相談と連携し就学後も継続した相談を行う。</li> </ul> <p>○保護者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京学芸大学と連携し、心理・教育の専門的な見地から、保護者が一人で悩み孤立することを防ぐため、「学校に行きづらい子どもの保護者のつどい」を継続する。</li> </ul> <p>○教育支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカーの相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活における、児童・生徒の相談に対し、関係機関と連携を図りながら支援を行う。</li> </ul>
15	児童・生徒の貧困への対応  (指導室、学務課)	<p>○教育支援コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーによる児童・生徒、家庭への支援の充実</p> <p>○調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」との連携、情報交換、中学校卒業生への周知の継続</p> <p>○進路指導主任会における、進路指導と家庭の貧困に関する研修の実施</p> <p>○就学援助制度の適切な運用の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を必要とする方がもれなく申請できるよう、制度を周知する。</li> </ul> <p>◆新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、認定対象の拡大を継続し、希望する方に必要な援助が行えるよう、柔軟に対応する。</p> <p>○日本語指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語指導教室や日本語指導臨時講師の活用を通じて、個々の児童・生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の充実を図る。</li> </ul>

# 令和3年度 点検・評価シート(令和2年度振返り)

<b>施策</b>	<b>5 魅力ある学校づくりの推進</b>	<b>施策主管 課長</b>	<b>指導室長 所 水奈</b>
-----------	-----------------------	--------------------	----------------------

## 1 施策のねらい(PLAN)

児童・生徒の状況に応じた教育活動や、地域の特性を生かした取組を実施するとともに、教員の資質・能力の向上、また、働き方改革に取り組むことにより、魅力ある学校づくりを推進します。

## 2 背景(PLAN)

●2015(平成27)年12月の中央教育審議会における答申において、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える活動を「地域学校協働活動」とし、その推進体制を「地域学校協働本部」に発展させることが提言されました。2017(平成29)年3月には、社会教育法が一部改正され、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、社会総がかりによる教育を実現するため、「地域学校協働活動」が法律で位置づけられました。また、2018(平成30)年2月の東京都生涯学習審議会における、「地域と学校の協働」を推進する方策について一中間のまとめの中では、従来の「学校支援地域本部」等から、より一層の連携・協働、一体的活動の充実を図るため、「地域学校協働本部」として段階的に発展させていくことが記載されました。これらの動向を踏まえたうえで、学校や地域の実態を踏まえた教育活動を展開し、特色ある学校づくりに取り組むためには、地域による学校の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」の観点をより一層発展させ、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを推進していく必要があります。

●学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校教育の更なる充実が求められている一方で、教員に求められる役割の拡大に伴う長時間労働が、教員の心身への影響や教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。2017(平成29)年12月、文部科学省が「学校における働き方改革に関する緊急対策」をとりまとめたことを受け、2018(平成30)年2月に東京都教育委員会が「学校における働き方改革推進プラン」を策定し「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロとする」目標を掲げました。調布市では、東京都教育委員会が掲げた目標を踏まえ、市立小・中学校の働き方改革を実現するため、「調布市立学校における働き方改革プラン」に基づき具体的な取組を進めることとしました。研修等の実施による教員の資質・能力のより一層の向上に加え、心身の健康の保持と、誇りややりがいをもって職務に従事できる環境を整備するため、教員業務の見直しと業務改善の推進等といった働き方改革に取り組む必要があります。

## 3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
16	地域人材等を活用した教育の充実  (指導室)	これまで設置してきた「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」に発展させるとともに、未設置校へ計画的に設置し、様々な活動を通じて地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支える体制を整備します。また、学校関係者による評価の充実を図ることで、学校・家庭・地域が現状と課題認識を共有し、学校経営の改善につなげます。また、外部指導員の活用による部活動の支援、ゲストティーチャーや学校協力員を活用した教育活動、地域の方々と連携した児童・生徒のボランティア活動等を通じて、児童・生徒が豊かな人間性を培い、生き生きとした学校生活となるよう、地域に開かれた学校づくりを進めます。
17	特色ある教育活動の推進  (指導室、学務課)	農業体験や環境美化活動、登下校時の見守りなど、地域の特性を生かした取組を推進するとともに、生徒自らの個性にあった中学校を選択する中学校学校選択制を通じて、自立心の成長を促し、それぞれの個性や可能性をさらに伸ばします。
18	教職員の指導力・人権意識の向上  (指導室)	経験年数、教科別・課題別の研修や、校内におけるOJT研修、教育経営研究室の専門研究員の巡回指導に加え、東京教師道場等の外部研修による教員の指導力、資質・能力の向上を図ります。また、教員の人権意識のさらなる高揚を図るため、いじめや体罰、不適切な指導・暴言等の根絶、子どもの貧困問題、外国(海外)にルーツを持つ子ども、LGBT等、多様性についての適切な理解に向けた研修等の充実を図ります。
19	学校における働き方改革の推進  (指導室、学務課、教育総務課)	教員業務の見直し、部活動の在り方や学校徴収金の適正化の検討等、教員の働き方改革を進めます。教員が児童・生徒のための時間を確保し、専門性を発揮できる環境を整備することで、学校教育の質の維持向上、魅力ある学校づくりにつなげていきます。

## 4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
地域学校協働本部の設置校	28校	16校 (学校支援 地域本部)	16校	20校	24校	-	-

評価結果		評価理由
A	S 実施した取組において顕著な成果が得られた。	・地域学校協働本部の4校新設や特色ある学校づくり推進交付金を通じた各小・中学校の取組に対する支援、「調布市立学校における働き方改革プラン」に基づく取組等、魅力ある学校づくりの取組を着実に推進することができたため。 ・成果指標についても、目標値である小・中学校全28校への設置に向けて計画的に地域学校協働本部を設置することができたため。
	A 実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B 実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C 実施した取組において予定した成果が得られなかった。	
	D 実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
16	地域人材等を活用した教育の充実  (指導室)	<p>○地域学校協働本部事業に携わる統括コーディネーターの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統括コーディネーターによる, 各学校のコーディネーターの育成及び事業運営について適切なアドバイスをを行った。</li> </ul> <p>○地域学校協働本部の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに4校設置した(第一小学校・富士見台小学校・杉森小学校・柏野小学校)。</li> <li>◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から, 地域学校協働本部推進委員会やコーディネーター連絡会を中止した。</li> </ul> <p>○コミュニティ・スクール推進員(CSマイスター)による講演会を実施し, コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の周知を図った。</p> <p>○東京都主催のフォーラムへの参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーラムの内容を学校運営に活用させるため, 小・中学校全校と共有した。</li> </ul> <p>○学校評議員・学校関係者評価委員による学校経営の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校において, 学校評議員・学校関係者評価委員会を実施し, 経営目標と具体的な取組について共有するとともに, 取組状況について協議したことで, 学校経営の充実につなげた。</li> </ul>
17	特色ある教育活動の推進  (指導室, 学務課)	<p>○特色ある教育活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から, 縮小して実施したのものもあるが, 小・中学校全校に特色ある学校づくり推進交付金を交付し, 各校がそれぞれ特色ある教育活動を充実させた。(小学校: 環境美化活動, 体力向上活動, 表彰活動, 食育の推進, 日本の伝統・文化の体験活動, リソースルームの推進/中学校: 重点部活動の活動推進(消耗品購入), 教室環境の整備, 地域の清掃ボランティア活動, 環境美化活動)</li> </ul> <p>○中学校学校選択制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から, 多くの中学校で学校公開が中止となったが, 児童及び保護者が各学校の情報を把握できるよう, 9月~10月に学校説明会を各中学校で実施し, 日程を市ホームページで周知した。説明会を実施できなかった学校は, 資料の配布や学校ホームページへの掲載を通じて, 内容を周知した。</li> <li>・児童・保護者に必要な情報を提供するため作成している, 小学生向けの学校案内(全8校分)の内容を充実させたうえで, 小学校6年生全家庭に配布した。また, より早期の制度周知を図るため, 新たに小学校5年生向けの制度案内チラシを作成し, 小学校5年生の児童に配布した。</li> <li>・学校選択制を通じ希望した全ての新入生の入学を決定したことで, 個性の伸長につなげることができた。</li> </ul>
18	教職員の指導力・人権意識の向上  (指導室)	<p>○「授業改善推進プラン」に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校の学校経営計画を踏まえたくて, 各教科において育成したい資質・能力を明確にすることを指導・助言した。</li> </ul> <p>○定期的な学校訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校訪問を定期的に行い, 指導教諭の実践例を把握し, 小・中学校全校に情報共有した。</li> <li>・初任者教員をはじめとした若手教員の授業を積極的に参観し, 授業づくりについて指導・助言した。</li> <li>・授業力向上推進講師の資質・能力の向上を図るため, 主任教諭の授業参観を行い, 実態把握を行った。</li> </ul> <p>○年3回の人権教育推進委員会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から, 書面開催等により実施した。また, 人権尊重教育推進校(第二小学校)の研究発表会は中止としたが, リーフレット等の作成・配布を通じて, 市内外に取組成果を共有した。</li> <li>◆人権教育の視点から東京都教育委員会が作成した教材を活用し, 新型コロナウイルス感染症に感染者に対する偏見・差別の防止に関する指導・助言を行った。8月に中堅教諭等資質向上研修Ⅰとして「人権教育」の集合研修を実施し, 教員の人権教育に資する指導力向上に努めた。</li> </ul>
19	学校における働き方改革の推進  (指導室, 学務課, 教育総務課)	<p>○「調布市立学校における働き方改革プラン」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年9月から教職員用出勤システムを導入し, カードによる打刻を行うことで出勤・退勤の時間が記録できるようにした。また, 令和3年4月からは出勤簿等を電子化できるよう整備した。</li> <li>・令和2年4月から, 電話受付時間の設定及び電話受付時間外における自動音声アナウンスを小・中学校全校で本格実施した。</li> <li>・全校一斉閉庁日を小・中学校全校において統一し, 長期休業中に休暇を取得しやすい環境整備を行った。</li> <li>・スクールサポートスタッフの増配置や副校長補佐の試行配置を行った。</li> <li>・職員室に高速カラー印刷機を導入し, 教員用タブレットから直接出力できるよう設定した。また, カラー印刷やステープル機能及びスキャン機能を備えた機種を選定したことにより, 資料づくり等の印刷環境の改善につなげた。</li> </ul> <p>○校務改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合型校務支援システムを導入し, 新たに保健管理機能, 週案機能等の追加を行い, 校務改善につなげた。</li> </ul> <p>○給食費等の管理の適正化・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校徴収金システムの円滑な運用を図るとともに, 必要なデータの管理や銀行に提出する請求データの作成など, 業務のアウトソーシング実施した。</li> </ul>

## 6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
16	地域人材等を活用した教育の充実  (指導室)	<p>○地域学校協働本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度には、新たに第二小学校・石原小学校・染地小学校・飛田給小学校に設置する。令和3年度で小・中学校全校設置となる。</li> </ul> <p>○地域学校協働本部推進委員会、地域コーディネーター連絡会の定期的な開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理職やコーディネーター同士の情報共有を図ることで、事業のさらなる活性化につなげる。</li> </ul> <p>◆新型コロナウイルス感染症の影響により委員会が開催できない場合は、統括コーディネーターが新規設置校を中心に訪問し、地域学校協働本部の運営について支援する。また、開催する場合についても、中学校区単位とするなど、少人数による開催を行う。</p> <p>○開かれた学校経営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校経営計画を着実に推進するため、引き続き、学校評議員、学校関係者評価委員制度を活用する。</li> </ul> <p>○コミュニティ・スクール推進員(CSマイスター)による管理職対象のコミュニティ・スクール研修会を開催し、コミュニティ・スクールの理解と共有を図るとともに、導入に向けた検討を進めていく。</p>
17	特色ある教育活動の推進  (指導室、学務課)	<p>○特色ある教育活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアや外部講師等に係る報償費を地域学校協働本部事業へ移管し、地域と学校が連携・協働した特色ある教育活動の充実を図る。</li> </ul> <p>○中学校学校選択制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童や保護者が、適切に学校を選択できるよう、引き続き、必要な情報を分かりやすく提供する。</li> <li>受入定員を定めるなど、学校規模の格差などが極力生じることのないよう配慮し、児童が自分の個性等に合った学校を主体的に選択することができるよう実施する。</li> </ul>
18	教職員の指導力・人権意識の向上  (指導室)	<p>○「授業改善推進プラン」に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校経営計画と関連させ、各教科において育成する資質・能力を明確にするとともに、市民にも公開するなど、社会に関わった取組にしていく。</li> <li>各教科で授業改善をどのように取り組むか具体的な取組を示させる。</li> </ul> <p>○定期的な学校訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指導室訪問以外にも学校訪問を定期的実施し、各学校における一人一台モバイル端末等の取組状況を把握し、小・中学校全校で共有する。</li> <li>特別支援学級及び校内通級教室を担当する教員を対象に、個別支援計画の立案に関する研修を実施する。</li> <li>通常学級の教員に対する、特別支援教育に関する研修を企画・実施する。</li> </ul> <p>○年4回の人権教育推進委員会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育プログラムを活用し、人権教育の視点を明確にした指導に関する研修を実施する。</li> </ul>
19	学校における働き方改革の推進  (指導室、学務課、教育総務課)	<p>○「調布市立学校における働き方改革プラン」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会議・研修をオンラインにより実施するなど、移動時間の縮減に努める。</li> <li>校長会等を通じて教職員の出勤状況の周知するなどにより、教員の意識向上につなげる。</li> <li>教員の更なる校務負担の軽減につなげるため、校務支援システムの運用方法や仕様の見直しなどについて、検討を進める。</li> <li>教員が作成した資料のうち、効果的・効率的な資料については、好事例として共有することで、授業づくりなど日々の業務改善に反映させる。</li> <li>スクール・サポート・スタッフや副校長補佐等の配置を一層充実させ、教員の業務軽減を図り在校時間の縮減を進める。</li> </ul> <p>○給食費等の管理の適正化・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更なる業務の適正化・効率化を図るため、学校徴収金システムの円滑な運用を図るとともに、引き続き、業務のアウトソーシングを進める。</li> </ul>





# 令和3年度 点検・評価シート(令和2年度振返り)

<b>施策</b>	<b>6 安全・安心な学校づくりの推進</b>	<b>施策主管 課長</b>	学務課長 丸山 義治
-----------	-------------------------	--------------------	---------------

## 1 施策のねらい(PLAN)

児童・生徒の安全確保に関わる取組を実施し、安全・安心な学校づくりを推進します。

## 2 背景(PLAN)

●近年、学校内外における不審者による子どもの安全を脅かす事件や、登下校中の子どもが巻き込まれる交通事故、また、地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故等が発生し、学校における子どもの安全の確保が喫緊の課題とされています。また、児童・生徒が主体性をもってこれらの災害、事件・事故等から自ら身を守る危機回避能力をはじめ、自らが判断し行動できる力を身に付ける取組を進める必要があります。

●2012（平成24）年12月、調布市立学校において、食物アレルギーによる児童死亡事故が発生しました。このような事故を二度と起こさないためにも、2013（平成25）年11月に策定した「調布市教育委員会食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針」に基づき、食物アレルギーに関する正しい知識・技術の習得等、再発防止に向けた取組を徹底し、安全・安心な学校づくりを進めていく必要があります。

## 3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的, ねらいなど)
20	食物アレルギー対策の推進  (学務課, 指導室)	食物アレルギーのある児童・生徒に対し、医師の診断や給食施設の状況等により、対応可能な範囲で給食を提供します。また、アレルギー対応専用調理室を給食室の改修工事にあわせ計画的に整備することに加え、校内研修・訓練を実施し、教職員の意識・知識・技能の向上に努めるなど、事故を風化させない取組や、学校における食物アレルギー対策を進めます。
21	安全教育の推進  (教育総務課, 指導室)	調布市防災教育の日における、避難訓練や引き渡し訓練、避難所開設訓練等を通じて、児童・生徒の自助・共助意識を養い、自助・共助のために必要な知識と行動を習得します。また、セーフティ教室の実施や「学校危機管理マニュアル」の活用等を通して、安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や能力の養成を図ります。
22	児童・生徒の安全確保の推進  (学務課, 社会教育課, 教育総務課)	通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理や通学路合同点検の実施、通学路標示板の更新、通学路マップの作成配布による啓発、児童通学見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに、子どもたちが不審者から声かけなどをされた際の駆け込み場所としている「こどもの家」の普及啓発を行うなど、保護者・地域と連携した安全対策を図ります。また、室内化学物質による児童・生徒の健康被害を防ぐため、「調布市公共施設等シックハウス対策マニュアル」及び「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」を遵守し、継続的にシックハウス対策を講じ、情報収集に努めることにより、安全・安心な学習環境を提供します。

## 4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
調布市防災教育の日の参加者数	30,000人	29,935人	30,933人	30,870人	中止	—	—

評価結果		評価理由
B	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。
	C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。
	D	実施した取組において成果が得られなかった。
		・新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休業により「調布市防災教育の日」を中止としたため、成果指標の数値が把握できなかった。 ・一方で、食物アレルギー対応マニュアルの改訂等の食物アレルギー対策や「命」の授業における児童・生徒への自助・共助意識の醸成、通学路の防犯カメラの増設(20台)、「調布市立学校における感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)」の策定・改訂、保健衛生用品の購入を通じた学校における感染症対策の支援等、安全・安心な学校づくりを推進することができたため。



## 6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
20	食物アレルギー対策の推進  (学務課、指導室)	<p>○教職員等への研修・訓練の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食に関する検討委員会等を通して、対応の改善を検討するとともに、正しい知識や技術の習得に向けて、教職員等への研修・訓練の充実について検討していく。</li> <li>・エビペン投与シミュレーション研修（専門医である東京慈恵医科大学第三病院小児科医の映像配信による研修や、食物アレルギー事故を風化させることのないようオール調布で再発防止に向けた意識を共有する研修）の実施。</li> <li>・学校管理職研修（相模原病院臨床研究センター医師によるオンデマンド研修）の実施</li> </ul> <p>◆コロナ禍においても研修が実施できるよう、映像配信やオンデマンド方式を検討する。</p> <p>○アレルギー対応にかかる計画的な整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調布市基本計画に基づき、柏野小学校の給食調理室改修工事に併せ、食物アレルギー対応専用調理室の整備、食物アレルギー対応に必要な老朽化した備品・機材の更新等を進める。</li> <li>・国領小学校・深大寺小学校の給食室改修工事に向けて設計を進める。</li> </ul> <p>○アレルギー対応ホットラインの運用など、多様な主体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会との連携会議や慈恵第三病院・狛江市との会議等における意見を踏まえ、緊急対応等における運用改善に向けた不断の取組とともに、保護者や専門医などの関係機関等の協力の下、引き続き効果的な研修を実施する。</li> </ul> <p>○対外的な情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他団体からの視察や、研修会での取組紹介に係る依頼に可能な限り対応し、調布市の取組について広く周知する。</li> </ul>
21	安全教育の推進  (教育総務課、指導室)	<p>○調布市防災教育の日の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度については、令和元年台風19号の際に開設した避難所における課題を踏まえ、市統一テーマ訓練を「感染症対策を踏まえた避難所開設訓練」とし、庁内関係各課、地域、関係機関等と連携したうえで、児童・生徒の自助意識を育むとともに、市職員や地域の防災対応力の向上を図る具体的な取組を検討する。</li> </ul> <p>◆感染症対策を講じたうえで、実施可能な取組を検討する（令和3年度は、令和3年4月24日（土）に実施したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「命」の授業・防災啓発講話については公開中止、保護者による引き取り訓練を中止、市統一テーマ訓練についても地域・関係機関等の訓練を中止とし、市職員のみで実施した。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校危機管理マニュアルに基づき、月1回実施する避難訓練や安全指導の充実を図る。</li> <li>・生活指導主任会等で「安全教育プログラム」を指導資料として活用する。</li> <li>・学校における事故等の未然防止に向けて、月ごとの市内で起こった事故の概要について、校長会及び副校長会等で周知し、未然防止に努めるとともに、適時・適切な注意喚起を促す通知を发出する。</li> </ul> <p>○セーフティ教室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調布警察署や消防署等との連携の充実を図り、安全教育・指導を推進することができた。</li> <li>・SNS東京ノートを活用し、SNSとの関わり方について学び、加害にならない、被害を受けないための知識及び技能の習得に努めた。</li> </ul>
22	児童・生徒の安全確保の推進  (学務課、社会教育課、教育総務課)	<p>○通学路の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と地域等が連携して行う登下校時の見守り活動を補完するため、周辺住民のプライバシーに配慮しながら、通学路や登下校時に児童が通行する道路を撮影する防犯カメラの設置を促進することにより、登下校中の児童の安全確保を強化する。</li> <li>・全国的に児童が被害にあう事件・事故が発生していることから、学校・道路管理者等と連携したうえで、通学路の合同点検を実施する。</li> <li>・「こどもの家」担当者（PTA校外委員等）との連携や、市報・ホームページ、社会教育情報紙「コラボ」等を活用した普及啓発に努める。</li> </ul> <p>◆感染症対策を講じたうえで、「こどもの家」事務説明会を開催する（令和3年度は、令和3年6月23日（水）に実施した）。</p> <p>○シックハウス対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、「調布市公共施設等シックハウス対策マニュアル」に基づく取組を継続するとともに、学校環境衛生（室内化学物質）定期検査を実施し、児童・生徒の健康被害を防ぐための適切な対策を講じる。</li> <li>・調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会を開催し、学校環境衛生（室内化学物質）定期検査の結果報告等について、庁内関係部署、学校教職員、PTA代表と共有する。</li> </ul> <p>◆学校における新型コロナウイルス感染症予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「調布市立学校における感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」に則り、教職員・児童・生徒への衛生指導、学校施設の消毒・換気の徹底等、必要な対策を講じる。</li> </ul>



# 令和3年度 点検・評価シート(令和2年度振返り)

<b>施策</b>	<b>7</b>	<b>学校施設整備の推進</b>	<b>施策主管 課長</b>	<b>教育総務課 施設担当課長 関口 幸司</b>
-----------	----------	------------------	--------------------	-----------------------------------

## 1 施策のねらい(PLAN)

だれもが安全・安心に利用できることに加え、児童・生徒が良好な環境の中で学習できるよう、学校施設の整備を推進します。

## 2 背景(PLAN)

●調布市では、市の人口増加の影響を受け、児童・生徒数も増加傾向であり、今後もその傾向はしばらく続く見込みであることから、就学人数に応じた教室数の確保や教育環境の整備が必要です。

●学校施設の老朽化対策として、実際の校舎の寿命がどの程度であるかを判断した耐久性調査の結果を踏まえ、施設の建替えや長寿命化といった対応に加え、児童・生徒が学校内で安全・安心に生活ができるよう、「調布市学校施設整備方針」に基づき、学校内の施設・設備の点検・改修等を計画的に進めていくことが求められています。

●学校施設が、発災時において、児童・生徒の安全を確保する場となるだけではなく、地域住民の避難所としても必要な機能が発揮できるよう、引き続き、非構造部材の耐震化や避難所機能としての整備を推進していく必要があります。

●学校施設における空調設備については、2011（平成23）年度に全普通教室への空調設備の整備が完了し、2018（平成30）年度に全特別教室への空調設備の整備が完了しました。  
また、体育館における空調設備については、第五中学校で2017（平成29）年度に工事完了、2018（平成30）年度から共用開始となり、市立小・中学校で初めての設置となりました。今後は、児童・生徒の熱中症対策や避難所機能の充実を図るため、各校の体育館に空調設備を計画的に整備していく必要があります。

## 3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的, ねらいなど)
23	老朽化・長寿命化対策等の推進  (教育総務課 施設担当)	計画的な維持保全により、安全で良好な施設環境を保持するとともに、構造体の耐久性調査の結果などを踏まえ、施設の建替えや長寿命化など、中・長期的な視点に立った対応を進めます。また、緊急に修繕が必要となった場合には、速やかに応急処置を行うとともに、原因等の調査を踏まえた確かな改修に努めます。 避難所としての重要性が高まっている学校施設について、だれもが安全・安心に利用することができるよう整備を行い、避難所機能の充実を図ります。
24	不足教室への対応  (教育総務課 施設担当)	児童・生徒数の増加に対応するため、普通教室への改修工事や校舎増築等の不足教室対策を実施するなど、学校施設の整備・改善に取り組みます。
25	快適な教育環境の整備  (教育総務課 施設担当)	学校施設の適切な維持管理に努めるとともに、夏季の暑さ対策・熱中症対策として、体育館の空調整備等、快適な教育環境の整備について計画的に取り組みます。

## 4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標		目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
耐用年数を基本に、屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合		屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	—	—
評価結果		評価理由						
A	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。						
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。						
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。						
	C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。						
	D	実施した取組において成果が得られなかった。						

●老朽化対策としての計画的な維持保全や快適な教育環境の整備として、体育館への空調設備の整備、不足教室対策としての普通教室の整備等、学校の施設整備を着実に推進することができたため。  
●成果指標についても、目標値である屋上防水、校舎の外壁、受変電設備が予防できている学校の割合100%を継続できたため。

## 5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
23	老朽化・長寿 命化対策等の 推進  (教育総務課 施設担当)	○学校施設の維持保全 ・計画的な維持保全を実施し、安全で良好な施設環境を保持した。 ・学校施設に不具合が生じた際には、原因等の調査を踏まえた的確な修繕を実施した。 ・北ノ台小学校・布田小学校・調和小学校・第七中学校において、体育館の改修工事の実施と合わせて、多機能トイレの設置やスロープの設置等、避難所機能の充実に向けた整備を実施した。また、第一小学校に災害用マンホールトイレを設置した。
24	不足教室への 対応  (教育総務課 施設担当)	○児童・生徒数の増加に伴う施設整備 ・生徒数の増加に対応するため、第八中学校において普通教室への改修工事を実施した。また、若葉小学校で、リース契約による仮設校舎の増築を実施した。 ・若葉小学校については、近接する第四中学校との一体的な整備について検討を進めました。 ○児童・生徒の教育環境を保全する取組 ・市長部局において、児童及び生徒の良好な教育環境を保全する街づくりに資することを目的として制定した、「調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱」に基づき、新たに小学校1校の学区域を追加し、計8校の学区域を教室確保困難通学区域に指定した。
25	快適な教育環 境の整備  (教育総務課 施設担当)	○学習環境の改善 ・学校施設の適切な維持管理を実施し、快適な教育環境の整備に努めた。 ・夏季の暑さ対策・熱中症対策のため、体育館の空調整備において、第一小学校・滝坂小学校・染地小学校・北ノ台小学校・布田小学校・調和小学校・第四中学校・第七中学校の8校で工事を実施し、第三小学校・深大寺小学校・上ノ原小学校・石原小学校・若葉小学校・緑ヶ丘小学校・多摩川小学校・杉森小学校・第三中学校(第二体育館)の9校でリース契約による整備を実施した。

## 6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
23	老朽化・長寿 命化対策等の 推進  (教育総務課 施設担当)	○計画的な維持保全により、安全で良好な施設環境の保持に努める。 ○「調布市学校施設整備方針」に基づく老朽化対策等を実施する。 ○計画的に避難所機能の充実を図る。
24	不足教室への 対応  (教育総務課 施設担当)	○児童・生徒数の増加への対応 ・児童・生徒数の増加に対応するため、普通教室への改修工事を実施する。 ・児童・生徒数の変化を見据え、仮設を含めた校舎の増築等を実施する。 ・不足教室対策として、若葉小学校及び第四中学校の一体型施設整備の実施に向けた検討を進める。また、小学校における学級編制標準の引下げ(現行40人から35人)に伴う対応として、小学校6校(第一小、八雲台小、富士見台小、滝坂小、石原小、緑ヶ丘小)における今後の学校施設の在り方について検討する。
25	快適な教育環 境の整備  (教育総務課 施設担当)	○学校施設の快適な教育環境の整備 ・令和3年度末までに、小学校6校の体育館への空調整備が完了することにより、小・中学校全校への整備が完了する予定である。

# 令和3年度 点検・評価シート(令和2年度振返り)

<b>施策</b>	<b>8</b>	<b>青少年の育成</b>	<b>施策主管 課長</b>	社会教育課長 源後 哲郎
-----------	----------	---------------	--------------------	-----------------

**1 施策のねらい(PLAN)**  
 地域や家庭、関係機関が連携を図り、子どもが自立・活躍できる環境づくりに取り組むとともに、青少年同士の交流等を通じて社会性を身につけさせることで、青少年の健全な育成を推進します。

**2 背景(PLAN)**  
 ●子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、子どもたちが健全に成長していくための環境づくりが必要です。このためには、社会全体で子どもを見守り、地域や家庭、関係機関がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で青少年の健全な育成に向けた取組を進める必要があります。  
 ●調布市ではこれまで約50年にわたり、リーダー講習会を実施し、地域で活躍できる人材の養成に努めてきました。リーダー講習会の卒業生が市内でリーダーグループを立ち上げるなど、青少年の育成に携わる熱い思いは脈々と続いています。今後も、青少年が次世代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全育成の場の提供や地域で活躍ができる人材の養成について、学校、地域、行政等が一体となった取組を推進していく必要があります。

**3 主要事業(PLAN)**

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的, ねらいなど)
26	家庭教育への支援  (社会教育課)	家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため、市立小・中学校PTAが企画、実施する家庭教育セミナーに対して、助言や助成等の支援を行います。 また、社会教育及び家庭教育に関する様々な情報を掲載した社会教育情報紙「コラボ」の発行を通じて、地域や家庭の教育力の向上を図ります。
27	地域で活躍できる人材の養成  (社会教育課)	青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るため、小学生を対象としたジュニアサブリーダー講習会、中学生を対象としたジュニアリーダー講習会、高校生学齢を対象としたシニアリーダー講習会の実施及び支援を行います。
28	青少年交流・体験事業の推進  (社会教育課)	青少年が自由に集まることのできる安全な居場所としての交流スペースを提供することで、青少年同士の交流を図ります。 また、自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、活動を通して、まちづくりへの参加意識を高めます。

**4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価**

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
リーダー養成講習会等の参加者数	1,400人 (4か年累計)	360人	361人	338人	22人	—	—

評価結果		評価理由
<b>B</b>	S 実施した取組において顕著な成果が得られた。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、調布っ子“夢”発表会、家庭教育セミナーの中止等、様々な事業が計画どおり実施できなかった。また、ジュニアリーダー・シニアリーダー講習会を中止したため、成果指標の数値が大幅に減少した。 ・一方で、レクリエーション講習会の開催、社会教育情報紙「コラボ」の発行、感染症対策を講じたうえで青少年交流館を可能な限り開館したことなどを通じ、青少年を育成するための取組を推進することができたため。
	A 実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B 実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C 実施した取組において予定した成果が得られなかった。	
	D 実施した取組において成果が得られなかった。	



## 5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関する内容は冒頭に「◆」を記入
26	家庭教育への支援  (社会教育課)	<p>○家庭教育セミナーの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度に引き続きPTAの負担軽減のため、必要書類に「事務手続きについて」及び「よくある質問」をまとめた資料を添えて各学校に送付した。</li> <li>◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、PTAが実施を予定していた家庭教育セミナーについては、小・中学校全校で中止とした。令和2年度のセミナー開催0校（前年比9校減） 総参加者数0人（前年比464人減）</li> </ul> <p>○社会教育情報紙「コラボ」の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回、19,420部発行、小・中学校全校の各家庭数に配布、その他関係各課に配架した。</li> <li>・市ホームページにも紙面を掲載することにより、子どもに関わる地域の大人へ広く、社会教育及び家庭教育の情報を提供することができた。</li> <li>◆年3回発行予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止による主催事業の中止・縮小等により、2号分は休刊とした。</li> </ul>
27	地域で活躍できる人材の養成  (社会教育課)	<p>○リーダー講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ジュニアリーダー講習会及びシニアリーダー講習会は、全事業を中止とした（令和元年度 ジュニアリーダー講習会登録者23人、シニアリーダー講習会登録者数21人）。</li> <li>◆レクリエーション講習会参加者22人（2回開催）。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、全7回中5回を中止したため、令和元年度と比較すると参加者が減少した（令和元年度 44人）。</li> <li>・ジュニアサブリーダー講習会69人（JSL修了証授与者、令和元年度 250人）。</li> </ul>
28	青少年交流・体験事業の推進  (社会教育課)	<p>○青少年交流館の利用者数・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和2年3月2日～25日及び3月28日～5月31日は休館、令和2年6月1日～6月30日は貸館休止及び利用時間を変更、令和3年1月8日～3月21日は開館時間及び利用時間を変更した。</li> <li>◆多目的室及び集会室における団体利用1,768人（192団体）、オープンスペース1,935人、自習室0人、延べ3,703人。上記の利用制限に伴い、延べ利用者数が約5割減となった（令和元年度 多目的室及び集会室における団体利用3,780人（396団体）、オープンスペース3,661人、自習室0人、延べ7,441人）。</li> </ul> <p>○調布っ子“夢”発表会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆発表者を12人（市内小学校5校、私立小学校1校）予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止とした。</li> </ul>

## 6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関する内容は冒頭に「◆」を記入
26	家庭教育への支援  (社会教育課)	<p>○家庭教育セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度においても、家庭教育セミナー開催校への助言や助成を継続して実施する。また、開催校及び参加者数ともに年々減少傾向であるため、引き続き、社会教育情報紙「コラボ」等の広報紙を活用し事業を周知するとともに、問い合わせや事務手続きにメール等を活用することで、PTAの負担軽減と支援に努める。</li> <li>◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場による開催と併せてオンラインによる開催について検討する。</li> </ul> <p>○社会教育情報紙「コラボ」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、小・中学生の家庭に役立つ情報を掲載し、地域や家庭の教育力の向上を図る。</li> </ul>
27	地域で活躍できる人材の養成  (社会教育課)	<p>○講習会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジュニアリーダー講習会、シニアリーダー講習会、レクリエーション講習会、ジュニアサブリーダー講習会を引き続き実施していく。</li> <li>・受講生が減少傾向にあることから、これまでの広報媒体（市報、ホームページ、SNS、チラシ、社会教育情報紙「コラボ」、調布エフエム等）を引き続き活用して事業の周知に努める。</li> <li>◆新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、受講生が安心・安全に講習会に参加できるように努める。</li> </ul>
28	青少年交流・体験事業の推進  (社会教育課)	<p>○青少年交流館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年が交流する安全な居場所として運営し、青少年の活動のサポートを行っていくほか、今後も居心地のよい雰囲気や専門員の親しみやすい対応、子どもとの距離感の近さなどを重視した運営を行う。</li> </ul> <p>○調布っ子“夢”発表会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、国際交流、環境、バリアフリー等、様々な視点から自由に夢のある意見発表を行うことで、子どもたちのまちづくりへの参加意識を高めていく。</li> <li>◆新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、安心・安全に来館、事業へ参加できるように努める。</li> </ul>

# 令和3年度 点検・評価シート(令和2年度振返り)

<b>施策</b>	<b>9 生涯学習社会への対応</b>	<b>施策主管 課長</b>	社会教育課長 源後 哲郎
-----------	---------------------	--------------------	-----------------

## 1 施策のねらい(PLAN)

学習の機会、活動の場所、学習成果の発表の場の提供など、市民の学習活動を支援することで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促し、生涯学習・社会教育の振興を図ります。

## 2 背景(PLAN)

●市民生活や社会情勢の変化により、地域における課題は複雑化しています。また、生活様式や価値観の多様化により、市民の学習ニーズは多岐にわたっています。人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成することが重要です。

●2015(平成27)年12月に内閣府が実施した調査結果によると、学校を出て一度社会人になったあとに大学、大学院、短大、専門学校などの学校において「学んだことがある、学んでみたい」とする人の割合が約半数(49.4%)となっています。人生100年時代を迎えるにあたり、教育と就労を継続するリカレント教育に関連した生涯学習の場や、様々な事情から学び直しを必要とする方に対する機会の提供、充実が求められています。

●図書館や公民館といった社会教育施設を中心に、市民の生きがいをつくり、地域で共生していくための拠点としての機能を充実に、自主的な学習活動を支援し、学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりが必要です。

## 3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
29	市民、社会教育団体等の活動への支援  (社会教育課、公民館)	市民の自主的な学習活動や公民館登録団体の育成支援、社会教育団体や学習グループの活動を支援することにより、共同学習・相互学習の活性化を図ります。また、学習の成果等を市民に還元することで、社会教育の振興につなげます。
30	障害のある方の社会体験活動への支援  (社会教育課)	障害のある方を対象に様々な社会体験活動を実施することで、集団生活や他人との関わり方などの社会性を学ぶ機会を提供します。
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識につながる公民館活動の推進  (公民館)	公民館において、防災・防犯、消費生活など、生活に必要な知識・技能に関する学習機会の提供を行うほか、市内の歴史・文化資源を活用した学習活動などを通じて、地域の魅力や課題を再認識できる事業の展開を図ります。また、学習の機会や活動場所の提供などの支援を通じて、市民相互の学び合いの活性化、地域の交流促進を図ります。
32	市民の読書・調査活動への支援  (図書館)	図書館がより効果的な学習活動の拠点として機能するよう、多様な媒体の資料や情報、課題解決につながる資料、映画・地域資料の選定、収集、整理、提供、保存を行います。また、だれもが読書や調査ができるよう、音訳、点訳、対面朗読、宅配などのサービスの充実を図ります。

## 4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
社会教育施設(公民館・図書館)の満足度 ※調布市市民意識調査 上段:図書館, 下段:公民館	75.0%	68.3%	68.3%	77.9%	80.5%	-	-
	50.0%	41.2%	41.2%	74.8%	75.4%	-	-

評価結果		評価理由
B	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。
	C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。
	D	実施した取組において成果が得られなかった。

・新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な事業・会議が計画どおり実施できなかった一方で、社会教育関係登録団体への補助金、学習グループ主催の公開講座への助成金の交付等、各種団体の活動に対する支援や、感染症対策を講じたうえで、地域文化祭の実施、公民館・図書館を可能な限り開館したことなどを通じ、生涯学習社会への対応に関する取組を推進することができたため。  
・成果指標についても、公民館・図書館の満足度の目標値を上回るとともに、前年度から上昇することができたため。

## 5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
29	市民、社会教育団体等の活動への支援  (社会教育課, 公民館)	<p>○学校施設開放による市民の活動支援(利用日数 延べ1,383日, 延べ利用者数45,693人)</p> <p>◆令和2年2月28日～令和2年9月30日及び令和3年1月8日～令和3年3月21日は全施設(校庭, 体育館, 教室)の開放を中止し, 令和3年3月22日以降は体育館及び教室の開放を中止した。また, プール開放, 地域運動会及び各種スポーツ大会・文化活動等の事業は全て中止した。</p> <p>◆各開放運営委員会との連携を図るため, 総合開放運営連絡会の開催を2回予定していたが, 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。</p> <p>○助成金を活用した学習グループ主催の公開講座の開催(9グループ, 講師謝礼延べ10人, 保育者謝礼延べ2人), 令和元年度学習グループサポート記録の発行(6月)</p> <p>○社会教育関係登録団体活動事業補助金の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育関係登録団体からの申請に基づき, 5団体へ交付した。</li> </ul> <p>○公民館登録団体等の活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館登録団体の施設使用料を免除した(東部公民館30団体, 西部公民館33団体, 北部公民館25団体)。</li> <li>・公民館登録団体や成人学級との共催による公開講座を実施。学習内容やその成果等を地域に還元した。</li> <li>・公民館により, 公民館登録団体の活動紹介や会員募集の告知を行い, サークル活動の活性化を支援した。</li> <li>・公民館主催事業から派生した学習グループの育成, 公民館登録団体の組織化を支援した。</li> <li>・公民館施設の学習環境の向上に向けて, バリアフリー化や老朽化した施設の維持保全を推進した(東部公民館エシペーター棟の増築設計, 外壁・屋上防水の改修設計。北部公民館照明機器のLED化と受変電設備の撤去)。</li> </ul> <p>◆コロナ禍における公民館の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「調布市公共施設の閉館・利用における感染拡大防止ガイドライン」に基づくチェックリストを作成・活用した。</li> <li>・換気対応のための網戸や加湿器などを設置, 他室での同時上映などによる講座等を実施した。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響による施設使用のキャンセルについては, 既納の使用料を全額還付した。</li> <li>・3公民館合同利用団体連絡会を開催, コロナ禍のサークル運営や地域文化祭に関する意見交換, 情報共有を実施した。</li> </ul>
30	障害のある方の社会体験活動への支援  (社会教育課)	<p>○遊ing(社会教育課主催:市内小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒を対象に月1回程度実施) (登録者数15人, 実施回数0回, 延べ参加者数0人)</p> <p>◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から全6回の事業を中止した。</p> <p>○杉の木青年教室(社会教育課主催:市内在住で中学校特別支援学級を卒業した方を対象に月1回程度実施) (登録者数26人, 実施回数0回, 延べ参加者数0人)</p> <p>◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から全10回の事業を中止した。</p> <p>○のびのびサークル(市民団体へ運営委託:市内在住の知的障害のある方で, 特別支援学級及び特別支援学校在籍者・卒業生を対象に月2回程度実施) (登録者数13人, 実施回数7回, 延べ参加者数52人)</p> <p>◆活動前はチェックリスト等を活用し体調管理を行い, 活動時は換気, ソーシャルディスタンスの確保, マスク着用等に加え, 活動開始前と終了後には道具や備品等の消毒を行うなど, 感染症対策を講じたうえで実施した。</p>
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識につながる公民館活動の推進  (公民館)	<p>○課題の再認識につながるまでの学習の発展段階(公民館の様々な事業への参加→仲間づくりの楽しさや生きがいの発見→日常生活の拠点である『地域』の認識→住民同士の共同学習や相互学習の体験を通じた身近な課題への気づき)を意識した公民館活動や, 地域の魅力をテーマとした公民館活動の推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東部公民館では, 反抗期の小・中学生の心に届く伝え方を学ぶ講座や地域をクイズや散策で学ぶ講座などを実施した。また, 主催事業から派生した新サークル(ゆったりストレッチ)の設立に向けた活動を支援した。</li> <li>・西部公民館では, 不登校をテーマに先輩ママを交えた座談会やシアターの連続講座を実施した。また, コロナ禍にあるなか, 音楽講座や体験教室など心の癒しにつながる事業などを実施した。</li> <li>・北部公民館では, 地区協議会との連携による事業や多文化共生を考える講座などを実施した。また, 主催事業から派生した新サークル(チャアフィ트니스)の設立に向けた活動を支援した。</li> </ul> <p>○地域文化祭の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東部公民館では, プレ文化祭を実施し, 日常のサークル活動を公開するとともに, 調布FMにおけるサークル活動の紹介, 東部公民館内に設置した図書館若葉分館臨時窓口と連携した取組, DVDによるサークル活動の放映などを実施した。</li> <li>・西部公民館では, 新たに市立調布中学校, 第五中学校に作品出展を呼びかけるとともに, 料理や音楽サークルの活動の様子を展示, 別室ライブ中継によるサークル活動の公開などを実施した。</li> <li>・北部公民館では, バンド演奏などを公演会場以外の部屋でライブ中継するとともに, 調布市公式YouTubeを活用した文化祭やサークル活動の配信などを実施した。</li> </ul> <p>◆コロナ禍による様々な活動の制約があるなかで, ライブ中継や調布市公式YouTubeでの配信といった新たな取組も試み, 引き続き, 市民相互の学び合いの活性化, 地域交流を促進した。</p> <p>○公民館の貸出停止・利用制限</p> <p>◆令和2年3月28日～令和2年5月31日は臨時休館, 令和3年1月9日～令和3年3月21日は夜間貸出停止(北部公民館のみ令和3年1月8日～令和3年1月31日まで施設改修のため臨時休館)。</p>
32	市民の読書・調査活動への支援  (図書館)	<p>○第3次調布市子ども読書活動推進計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発達段階に応じた読書活動を支援するための取組を実施するなど, 子どもの読書活動を計画的に推進した。</li> </ul> <p>◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から, おはなし会は10月～12月のみ一部の館で実施した。5月～7月, 1月～3月の小学生読書会は中止した。</p> <p>○多様なサービスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの育成に係る団体や施設に対し, 利用案内や推薦図書リストを配付し, 団体の利用を促進した。</li> <li>・読書会へテキストの貸出を行い, 市民団体の読書活動を支援した。</li> <li>・障害のある児童等を対象に, 絵本・布の絵本の読み聞かせを実施し, 子どもの心の成長を促した。</li> <li>・中・高校生対象に「ぶちねこ便」, 「Prime～高校生の今～」を発行するとともに, 市内の都立高校との連携を行ったことで, 高校生の読書への関心を高めた。一方で, 「Prime～高校生の今～」は記者数減少で継続が困難となったため, 2020年最終号(10号)をもって休刊とした。</li> <li>◆「ぶちねこ便」は, 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から, 4月～6月, 1月は編集会議・作業を中止した。</li> <li>◆新型コロナウイルス感染症の影響により宅配や対面朗読等の利用は減少したが, 国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスに提供したDAISYデータのダウンロード数は増加した。また, 新規の初級点訳者養成講座を開催した。</li> <li>◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から, 4月～8月, 1月～3月の講演会及び公開講座と, 初めての方のための読書会と公開読書会を中止した。例年2月に開催していた「調布樺まつり」は中止したが, 調布淡彩画展は開催し, 短歌大会, 俳句大会は誌上開催とした。</li> <li>◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から, 令和2年3月28日から5月31日まで休館, 令和3年1月12日～令和3年3月21日まで開館時間を17時30分までとした。休館中の一部期間において, たづくり東館1階に臨時窓口を設置し, 予約資料の貸出を行った。これにより, 年間貸出冊数は488,574冊減となり, 1,942,966冊の年間貸出数となった。</li> </ul> <p>○若葉分館の施設改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設環境に課題のあった若葉分館について, 令和2年6月10日から11月29日まで休館し, 空調機器その他の改修工事を行った。</li> </ul>

## 6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
29	市民、社会教育団体等の活動への支援  (社会教育課、公民館)	<p>○学校施設の開放</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設開放における運営委託費について、公費の適切な執行の観点から、執行に際しての留意点等に関する周知を継続していく。また、安全面の観点から、地域運動会などの運営委員会が実施する事業では、傷害保険及び賠償責任保険の加入を徹底する。</li> </ul> <p>○学習グループ、社会教育関係登録団体、公民館登録団体の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各学習グループが実施する公開講座において、引き続き広報活動や講師謝礼等をサポートし、グループ活動の活性化を図っていく。新規申請グループ拡大のため、周知・募集期間を十分確保する。</li> <li>社会教育関係登録団体活動事業補助金の交付及び広報活動の支援等、社会教育関係登録団体への支援を引続き行う。</li> <li>各種教室の開催、成人学級等の募集、公民館登録団体との共催事業の実施などを通じて、公民館登録団体の新規登録・育成・拡充に向けた支援を継続する。</li> <li>◆各学習グループが実施する公開講座において、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場による開催と併せてオンラインによる開催について検討する。</li> </ul> <p>○地域の学習拠点及び地域交流の場としての機能を維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公民館を利用する市民の自主的な学習活動を通じて、仲間づくり、地域づくりを支援する。</li> <li>公民館施設の使用料の免除、共催事業の実施、公民館だよりでの活動紹介や会員募集の告知などを通じて、公民館登録団体の活性化を支援する。</li> <li>公民館主催事業から派生した学習グループの育成、公民館登録団体の組織化を支援する。</li> <li>安全で快適な学習環境を維持するため、老朽化の進む施設の適切な維持管理を継続する。</li> <li>◆感染症対策を講じながら、コロナ禍における地域の学習拠点及び地域交流の場としての機能を維持していくとともに、必要な支援を検討・実施する。</li> </ul>
30	障害のある方の社会体験活動への支援  (社会教育課)	<p>○様々な社会体験活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある方へ社会性を学ぶ機会を提供するため、事業を継続していく。</li> </ul> <p>○ボランティアスタッフの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「遊ing」及び「杉の木青年教室」におけるボランティアスタッフの充実を図るため、市報や「ふくしの窓」、「えんがわだより」等でボランティアスタッフ募集の掲載を行っていく。また、ボランティアスタッフの高齢化による登録削除や、継続参加可能なボランティアスタッフが増加しないこと等の課題があるため、引き続き、市報やホームページで募集の周知を図り、ボランティアスタッフの確保に努める。</li> <li>より安全な運営体制を整えるため、支援するボランティアスタッフの拡充に取り組む。</li> </ul>
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識につながる公民館活動の推進  (公民館)	<p>○引き続き、課題の再認識につながるまでの学習の発展段階（公民館の様々な事業への参加→仲間づくりの楽しさや生きがいの発見→日常生活の拠点である『地域』の認識→住民同士の共同学習や相互学習の体験を通じた身近な課題への気づき）を意識した公民館活動を推進する。</p> <p>○市民の学習意欲に応える事業のみならず、登録団体との共催事業、地域との連携事業、地域の魅力を再認識できる事業、地域課題や生活課題を題材にした事業のほか、利用団体への支援、各種連絡会、地域文化祭の開催などを通して、地域に根差した公民館活動を推進する。</p> <p>○主催事業においては、施設の特徴や地域性などを踏まえながら、5つの学習分野（青少年教育、高齢者教育、家庭教育、成人教育、国際理解教育）を主軸とした事業展開を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東部公民館では、登録団体や地域との連携による事業を展開し地域交流の活性化を図る。</li> <li>西部公民館では、子育てセミナーや健康、環境などをテーマとした事業の充実を図る。</li> <li>北部公民館では、地域と協働で実施する講座や青少年事業の充実に取り組む。</li> </ul>
32	市民の読書・調査活動への支援  (図書館)	<p>○第3次調布市子ども読書活動推進計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画に基づき、子どもの読書環境の整備、読書活動の支援に取り組む。</li> </ul> <p>○多様なサービスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き障害のある児童等がお話の世界を楽しみ、心の成長に資する事業を実施する。</li> <li>市民の読書活動を支援し、図書館の集会・行事活動を促進する。</li> <li>利用支援（旧ハンディキャップサービス）の存在を多くの市民に周知するようPRに努めるとともに、録音図書・点訳資料などの作成・提供、宅配サービスなどを行っていく。</li> <li>◆新型コロナウイルス感染症の影響による社会的行動変容を踏まえて、非来館型サービスを視野に入れた活動を検討する。</li> </ul>



# 令和3年度 点検・評価シート(令和2年度振返り)

施策	10	地域ゆかりの文化の保存と継承	施策主管 課長	郷土博物館長 福澤 明
----	----	----------------	------------	----------------

## 1 施策のねらい(PLAN)

地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産を保存・活用することにより、次の世代に継承し、ふるさと調布に対する愛着を育みます。

## 2 背景(PLAN)

●市内には、郷土の歴史や文化・自然に関する様々な資料を展示している郷土博物館や、明治から昭和にかけ文学や美術をはじめ幅広い分野で活躍した武者小路実篤の生涯と業績を紹介する武者小路実篤記念館、実篤公園等の施設があります。また、2017(平成29)年9月に国宝指定された、深大寺銅造釈迦如来倚像(通称白鳳仏)や国史跡の下布田遺跡、深大寺城跡、国登録有形文化財(建造物)である武者小路実篤旧邸や真木家住宅等の歴史・文化遺産があり、それぞれ保存や整備、活用に向けた取組を進めています。

●市内に残る有形・無形の歴史・文化遺産について所有者や関係する団体等と協働し、適切な保護と活用に取り組んでいくとともに、学校等と協働し地域ゆかりの歴史・文化への関心を高めていくための事業の実施や、郷土博物館、武者小路実篤記念館の認知度の向上、新たな利用者増加に向けた魅力の創出を図る必要があります。

## 3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的, ねらいなど)
33	史跡・文化財の保存及び活用  (郷土博物館)	文化財指定や文化財保存補助事業等により史跡や文化財の保全に努めるとともに、それらの積極的な活用・公開を図り、地域ゆかりの歴史・文化・伝統を後世に伝えていきます。 また、郷土博物館内での授業、博物館学芸員による出前授業、収蔵資料の貸出し等の実施等、博物館と学校との連携を通じて、子どもたちに郷土の歴史や文化について学ぶ機会を提供し、地域社会に対する誇りと愛情を育てることができるよう、郷土学習の取組を推進します。
34	地域ゆかりの文化を生かした事業の展開  (郷土博物館, 図書館)	郷土の歴史・文化遺産と調布ゆかりの文学・芸術活動等について、資料の調査・研究・収集・保存を進めるとともに、その成果を展示し、講座や講演会を開催して普及・啓発に努めます。 図書館では、名誉市民である水木しげる氏の作品など、地域ゆかりの資料を収集・保存し、市民に提供していきます。また、市内の映画・映像関連企業と連携・協働するなど「映画のまち調布」の特色を生かした事業展開にも取り組んでいきます。 郷土博物館においては、郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等について、展示・普及事業を推進します。また、郷土の歴史・文化遺産に関する資料を調査・研究・収集・保存し、後世に継承していきます。 武者小路実篤記念館においては、実篤研究の情報収集発信基地としての機能を充実させるとともに、市内全域の子どもたちに積極的な働きかけを行うことによって、良質な文化に触れ、豊かな心を育み、郷土に愛着と誇りを感じることができるよう努めます。

## 4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標		目標値 (R4年度)	基準値 (ラゾ策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
郷土博物館・実篤記念館の合計入館者数		55,000人	51,292人	52,579人	46,033人	33,273人	-	-
評価結果		評価理由						
A	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。						
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。						
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。						
	C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。						
	D	実施した取組において成果が得られなかった。						
		・新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な事業が計画どおり実施できなかった。また、図書館・公民館・郷土博物館・武者小路実篤記念館の休館・利用時間の制限等により、成果指標の数値が減少した。 ・一方で、「史跡下布田遺跡整備基本計画」の策定や郷土博物館による小学校への出前講座の実施、感染症対策を講じたうえで公民館・図書館・郷土博物館・武者小路実篤記念館を可能な限り開館したことなどを通じて、地域ゆかりの文化の保存と継承の取組を推進することができたため。						

## 5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
33	史跡・文化財の保存及び活用  (郷土博物館)	<p>○国史跡下布田遺跡の保存と整備・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡整備に向けた基本方針等を定めた「史跡下布田遺跡整備基本計画」を策定し、計画書を刊行した。</li> <li>・「史跡下布田遺跡整備基本計画」の策定にあたり、計画策定委員会の開催(3回)、市民ワークショップ(3回)、市民説明会、パブリックコメントの実施により、有識者及び市民意見を計画に反映させた。</li> <li>・史跡内の学術調査を実施し、重要地点についての調査成果が得られた。</li> </ul> <p>○国史跡深大寺城跡の整備・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡用地の定期的な樹木選定や除草作業により、維持管理を適切に行った。</li> </ul> <p>○国登録文化財真木家住宅の保存・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真木家住宅洋館の現況の実態調査を行い、平面図等の作成、建物の腐朽・破損等の状況調査を実施した。</li> <li>・『調布の文化財』第62号で、真木家住宅特集記事を掲載し、広く周知を図った。</li> <li>・真木家住宅の定期的な樹木選定や除草作業、清掃により維持管理を適切に行った。</li> </ul>
34	地域ゆかりの文化を生かした事業の展開  (郷土博物館、図書館)	<p>○学校教育との連携による郷土の歴史・文化の学習機会の提供</p> <p>◆郷土博物館では、郷土学習展の開催に合わせた小学3年生の郷土学習支援について、例年の館内見学・体験学習の受入れに代えて市内小学校への出前授業(20回)を実施した。</p> <p>○郷土の歴史・文化遺産、地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等の展示・普及事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土博物館では、東京2020年パラリンピックプログラムの認証を得た企画展「1964年東京オリンピックを振り返る～収蔵品を中心に～」を開催した。また、深大寺元三大師像の東京都文化財指定を記念し、深大寺との共催で東京都文化財指定記念展「深大寺の元三大師」を開催した。</li> <li>・郷土博物館公式Twitterを開設し、開館情報のほか、イベント・展示情報や自宅で楽しめる郷土の歴史・文化に関する情報等発信した。</li> <li>・図書館では、「地域」や「映画」にちなみゆかりの資料を収集し、利用に供するとともに、保存のためのデジタル化を行った。また、館内では「水木しげる氏関連資料」の展示、「映画のまち調布 シネマフェスティバル」では、映画資料室に調布賞のパネルを展示した。</li> <li>・オリンピック・パラリンピック関連資料を収集し、館内で展示した。</li> </ul> <p>◆中央図書館で実施予定だった「映画のまち調布 シネマフェスティバル」における『出張!映画資料室』の展示は中止したが、シネマフェスティバルで上映予定だった作品のコラボ展示を図書館分館7館で行った。</p> <p>○武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・武者小路実篤記念館では、「白樺」創刊110年を迎えたことを記念して、日本の近代美術に大きく影響を与え、現在に続く「白樺」の美術活動を紹介した。また、学校教育との連携を図るため、小・中学校でのパネル展示を実施した。</li> </ul> <p>○郷土博物館・武者小路実篤記念の休館・利用制限</p> <p>◆郷土博物館では、令和2年3月28日～令和2年5月31日まで臨時休館。令和2年6月2日から令和2年10月12日まで事前予約制で入場者数の上限を10人とした。令和2年10月13日からは事前予約なしで入場者数の上限を40人とした。</p> <p>◆武者小路実篤記念館では、令和2年3月28日から5月31日まで臨時休館。3月28日から6月21日まで閲覧室休室。6月2日から9月18日まで入場者数の上限を20人以下、団体利用を休止した。9月19日からは入場者数の上限を40人以下、団体利用を15人以下とした。</p>

## 6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
33	史跡・文化財の保存及び活用  (郷土博物館)	<p>○国史跡下布田遺跡の保存と整備・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度以降の基本設計に向けた測量委託を実施する。</li> <li>・史跡整備と関連した市民協働事業の実施(史跡整備市民ワークショップの定期開催、縄文の杜プロジェクトイベント開催)により、市民協働による整備事業の推進を図る。</li> <li>・史跡内の学術調査を実施し、史跡の本質的な価値を明らかにする。</li> <li>・史跡を周知・活用するため、学校連携事業を実施(布田小総合学習の取組み、歴史学習のプログラム化)し、史跡への理解・愛着を育む。</li> </ul> <p>○国登録文化財真木家住宅の保存・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真木家住宅の適切な維持管理を継続するとともに、関係部署と協議・連携し、整備活用を検討する。</li> </ul>
34	地域ゆかりの文化を生かした事業の展開  (郷土博物館、図書館)	<p>○学校教育との連携による郷土の歴史・文化の学習機会の提供</p> <p>◆新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、市内小学生の郷土学習支援や発掘現場見学等を実施することで、郷土の歴史・文化への理解を深める機会を提供する。また、教員との意見交換や研修を通じた連携を進め、文化財等の学習教材としての活用を検討する。</p> <p>○郷土の歴史・文化遺産、地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等の展示・普及事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館においては、引き続き地域ゆかりの資料を収集・デジタル化し、各種テーマの展示で活用する。また、オリンピック・パラリンピック関連資料を収集し保存する。</li> </ul> <p>◆郷土博物館における、収蔵品を活用した展示活動、市内で新たに指定された文化財を紹介する企画展、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、各種講座・体験学習等、多様な活動を通じ、郷土の歴史・文化の普及や振興を図っていく。また、2021年に実施予定の東京2020大会の開催に向け、1964年の東京オリンピックと調布市や調布市民との関わりを資料とともに紹介する企画展を開催する。さらに、新たな情報発信の方法を検討し、収蔵資料データベースへの登録を進め、その公開やSNS等での活用を積極的に進める。</p> <p>○武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開</p> <p>◆武者小路実篤記念館においては、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、市民が文学に一層親しめるよう、今後も学校教育との連携を深め、利用促進のための企画・提案をしていく。</p>





## 5 点検・評価についての有識者からの意見

## 5 点検・評価についての有識者からの意見

令和3年7月20日（火）に点検・評価について、3人の有識者から次のとおり意見書の提出があった。

なお、意見書の内容は、有識者会議の時点における点検・評価の評価シート（案）に対する意見・指摘となっており、本書22ページから53ページにわたって記載している点検・評価の各シートは、本意見書の指摘・意見を踏まえて一部修正・追記を行ったものである。

### (1) 東京純心大学名誉教授 吉澤 良保

#### 施策について

##### ○総評

新型コロナウイルス感染症蔓延に伴う影響は「9施策31事業」におよび、各施策の目標達成度も昨年度と比べB評価が増え「5施策」となっている。今後は主要事業の縮減を視野に置いた振返りと次年度以降の新機軸の構築に期待する一方、この状況下にあっても「主要事業6」の実績ではソサエティ5.0（創造社会）に向けた取組が確認され評価できる点である。それは、すべての児童・生徒がモバイル端末を持ち、個別最適な学びと協働的な学びを標榜する「GIGAスクール構想」の基盤づくりに着手した展開であり評価できる。ピンチはチャンスと心得て「児童・生徒誰一人をも置いてけぼりにせず、公正に、個別最適化された学び」への入口が見えて歩めるように「教育委員会の構えは、こうあるべきです。こうしなさい」という「引っ張る強いリーダー」から「肩の力を抜き、等身大で学校（教職員、児童・生徒）を支援し、寄り添いながら皆で歩むしんがりのリーダー」を務めることで調布市の教育プランは「ソサエティ5.0（創造社会）」のゲートウェイになるのではないか。そのためには「地図（計画）とコンパス（実践と方向性）の両面」を重視する特色ある事業の推進を期待したい。

##### ○施策1 豊かな心の育成 について

児童・生徒用のモバイル端末を活用した意見交換の実施などオンライン授業が実施されている。

可能ならばSDGs・・・サステナビリティ（持続可能な社会）の実現に向けた取組む「17の目標」・・・についての教育委員会のスタンスは17の目標をE（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）の構成要素に分類するなどして、教育委員会としてのSDGsの重点目標は「12番 つくる責任 つかう責任」を核にし、各E・S・Gとの関連性のもとで、普及活動を展開していくことが有効であると考えられる。

##### ○施策2 確かな学力の育成 について

主要事業5について、学校のリーダーとして育成したい主任教諭向けの講座については、「令和の日本型学校教育」でいう従来の教育の良さを受け継ぎ、「さら

に発展させ、新しい時代の学校教育の実現に向かう」ためには、「新しいリーダー像」が不可欠である点に留意にしていきたい。それは、レフ・ヴギツキーの主張したZPD（最近接発達領域）考え方から派生する「協働学習」と「アクティブラーニング」についてです。この2点が個別最適化でいう「指導の個別化」（教師）と「学習の個性化」（児童・生徒）のプラットフォームであるが、この点が各地各校で開催される研修講座では不明確である。

#### ○施策3 健やかな体の育成 について

主要事業9について、中学校の部活動で地域学校協働本部事業の活用が円滑であり、評価できる。

主要事業10では、学務課と連携したオンデマンド研修がなされている点は評価でき、今後の事業の方向性としてポジティブな検討に値するのではないかと考える。

#### ○施策4 個に応じたきめ細かな支援 について

主要事業12について、タブレット端末を使用した「太陽の子」教員研修の参加者の評価はどうであったかによるが、今後の事業展開の方向性を確認する必要があるのではないかと考える。

#### ○施策5 魅力ある学校づくりの推進 について

主要事業19について、教職員用出退勤システムの導入、電話受付時間の設定等、全校一斉閉庁日の統一がなされ働き方改革が進んでいる点は評価できる。また、令和3年度より、「副校長マネージメント支援員（副校長補佐）」が新たに試行配置されるなど教職員業務の軽減化が進展している。

#### ○施策6 安全・安心な学校づくりの推進 について

主要事業20から22については、より積極的にコロナ渦にあってもオンライン研修が可能となるように事業の縮減、統合の検討が必要ではないかと考える。

#### ○施策7 学校施設整備の推進 について

特になし。

#### ○施策8 青少年の育成 について

主要事業26では、次年度以降にあってもオンライン研修に軸足を移した研修の実施について検討してみてもどうか。

#### ○施策9 生涯学習社会への対応 について

主要事業31では、新たな取組としてライブ中継や調布市公式YouTubeでの配信、調布FMでのサークル活動の紹介、など積極的な情報発信の試みがみられるなど今後の方向性が暗示されており大変参考になる。

#### ○施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承 について

主要事業34では、コロナ渦における小学3年生の郷土学習支援を出前授業形式で（20回）実施した点は評価できる。

## (2) 白百合女子大学人間総合学部初等教育学科教授 神永 典郎

### 施策について

#### ○総評

調布市教育プランの10施策・34事業について、2年目となる令和2年度実施状況を振り返っていただいた。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、様々な事業が予定通りには実施できない状況の中、各所管部署におかれては、可能な限り目指す成果に向けて方法や工夫を凝らして取り組まれ、その取組を点検・評価されて報告いただいたことに感謝申し上げますとともに、各施策・事業の改善や見直しに真摯に取り組まれていることに、敬意を表したい。

今回の点検・評価の結果、コロナ禍において中止になった事象については、GIGAスクール構想の展開によって大幅に促進されている教育の情報化なども踏まえ、今後の展開の方向性を見定めながら、新たな方法による取組を検討するなどして、教育プランの目標達成に向けて、確かな取組を進めていっていただきたい。また、このコロナ禍の中であって新たに課題となった事業等については、個々の事業の取組を具体的に見直し、より一層の成果を上げることができるよう必要な検討や改善を図っていただきたい。

#### ○施策1 豊かな心の育成 について

市として「命」の授業や「防災教育の日」、「いのちと心の教育」月間、SOSの出し方教育、道徳の授業公開等を設けて実施してきた取組は大切なことであり、整備されつつあるネットやICT環境を活用しつつ、コロナ禍にあっても実施できる方法を工夫しながら、今後も継続して取り組んでいっていただきたい。

「いじめ」に関する指導においては、「いじめはどんな理由があってもいけないこと」ではあるが、そのことを「理解させる」という姿勢での指導ではなく、「いじめ」という形での行動を取ってしまう加害者やそのいじめを受ける被害者側の心情に寄り添いつつ、自分自身の判断や行動を決定していくことができることが求められる。そのために、よい学級や学校生活について話し合う活動などを通して納得を図り、温かな人間関係を培う集団づくり重点をおいた取組ができるよう学校を支援していただきたい。

小・中学生の走り方教室の実施が施策1にあるのは違和感がある。施策3ではないか。また、児童生徒の普通救命講習、教員の上級救命講習の実施は施策6に移してはどうか。各施策の事業と対応する取組について、その趣旨に基づいて見直してほしい。

#### ○施策2 確かな学力の育成 について

1人1台端末の整備だけでなく、指導に当たる教員（講師を含む）用の端末や、教室で活用するプロジェクターセットの整備、インターネット接続のない家庭向けの端末やWi-Fiルーターの貸し出し体制の整備等も行っていた。今後の方

向性にもあるように、基盤となる環境として、構内ネットワークの増強など、引き続き必要となる環境の整備に取り組んでいただきたい。

また、各学校において、整備されたICT環境を生かした児童生徒の学習を促進するための効果的な活用に向けて授業が展開できるよう、活用のための研修や活用事例の共有等が図れるよう指導・助言し、支援に努めていっていただきたい。

指標2については、これまでの調査において、総合的な学習の時間を核として、各教科等と関連を図った探究的な課題への取組が重要であることが示されている。コロナ禍において、地域の人と関わって学ぶなどの具体的な活動が制限され、十分な学習活動が展開できていないことが課題となっているので、整備されたネットワーク環境を活用してオンラインでつなぐ等して、新たな授業改善の取組の実施に向けた指導・助言をする等、学校の支援に努めていっていただきたい。

学校図書館の活用推進については、コロナ禍においても読書活動が推進されるようブックリストを作成する等の取組を進めていただいた。今後も市立図書館との連携も含め、子どもの読書活動や図書利用が推進されるよう取り組んでいただきたい。

### ○施策3 健やかな体の育成 について

本市の各学校が継続的に取り組んでいる「一校一取組・一学級一実践」への取組は特色あるものであり、各校の児童・生徒の体力・運動能力の実態に応じて、体力向上目標と結び付ける方向で取り組めるよう継続して実施していただきたい。

また、自らの健康増進のためにスポーツに取り組もうとする意欲や習慣を育てることがコロナ禍の中、ますます大切になってきていることから、運動に親しみ取り組む機会の確保に努めていただきたい。

中学校の部活動の外部指導員の活用については、生徒への教育的配慮が損なわれることがないように取り組むとともに、教員の働き方改革の点からも継続して推進していただきたい。

食物アレルギー研修、エピペンシミュレーション研修については、オンデマンド研修の長所を生かしながら教員研修の実を上げることができるよう取り組んでほしい。

### ○施策4 個に応じたきめ細かな支援 について

施策4については、「個に応じたきめ細やかな支援」という視点から各事業に取り組み、貧困への対応も含め、児童生徒が必要な支援ができるよう取り組まれていることに敬意を表します。

施策4の課題は、個別のケースに応じた対応が必要な場合が多く、個々には支援策が十分ではない状況もあるので、必要に応じた支援や対応ができるよう取り組んでいっていただきたい。

特に、コロナ禍の中で不登校や虐待の増加が注目されているので、本市においてどのような状況にあるのか実態を把握するとともに、自死に至るなど懸念もあるため、喫緊の課題としての対応と支援をお願いしたい。

「児童・生徒の貧困への対応」については、コロナ禍の中、ますますその必要性が増大している。ここあにおける学習支援等、これまでの取組のよさも生かしながら、社会状況の変化に応じた対応策が取れるよう、各学校と教育委員会、社会福祉関係部署との連携を図りながら、必要な支援や対応が取れるよう、市の体制の整備を進めていただきたい。

#### **○施策5 魅力ある学校づくりの推進 について**

地域学校協働本部の拡充が順調に進められていることに感謝したい。文字通り地域と学校が連携協働していくためには、各学校のコーディネーターが果たす役割が大きくなる。コーディネーターの育成とともに、必要な地域と学校との協働を推進できるようコーディネーター同士をつなぎ、自律的に活動を進めて行けるよう支援の充実を図っていただきたい。

特に、小中学校の総合的な学習の時間では実社会や実生活の課題と向き合い、その課題解決に向けて取り組むことになる。その学習の充実した展開を図っていくためには、協力の得られる外部人材や関係する機関との連携を欠かすことができない。各学校のコーディネーターが求めに応じて地域とつなぐいで協働の実を上げることができるよう支援していただきたい。

学校における働き方改革は、教員の本務である学習指導等、児童生徒と向き合う時間の確保につながるよう、業務の見直しや必要となる環境の整備が進め、引き続きの支援に取り組んでいただきたい。

#### **○施策6 安全・安心な学校づくりの推進 について**

令和2年11月に発生した中学校における誤食事故を踏まえて、即座に中学校でのアレルギー対応の運用改善に向けて「調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル」の改訂に取り組んだことは評価できる。残念なことではあるが、本市では平成24年の事故以来の事故となった。食物アレルギーへの対応については、事故の教訓を風化させることが無いよう、対応が必要な児童生徒の確実な把握に努め、確実に行っていくよう努めていただきたい。

新型コロナウイルス感染拡大は、未だに終息の見通しが立たない状況にある。また、変異株の感染拡大やエアロゾルによる感染、季節性要因による感染増加等、医学的な知見が日々更新されている。市としてそれらに適切に対応し、感染予防や対応策が実施できるよう取り組んでいただきたい。

通学路における痛ましい事案が発生し、その安全確保が注目されている。本市においても人的・交通・自然のそれぞれの災害に対応した安全が確保されるよう、喫緊の課題として必要な点検や整備に取り組んでほしい。

### ○施策7 学校施設整備の推進 について

学校施設の整備については、体育館の改修工事等、避難所機能の拡充を含めて、計画的に取り組みされており、成果指標も達成して着実に実施されていることに敬意を表したい。今後の児童生徒数の増加に伴う教室の確保等が確実に行われるよう、引き続き整備に努めていただきたい。

コロナ禍の中、換気的重要性が高まってきており、夏季の暑さ対策に加えて、冬季の暖房中の換気が課題となってきている。感染拡大を防ぐための換気の視点から、児童生徒が生活する教室における冬季の換気の対応策について確認し、必要な対応策が取れるよう取り組んでいっていただきたい。

### ○施策8 青少年の育成 について

新型コロナウイルス感染拡大の終息が見通せない中、これまでの事業の在り方を見直す機会としていただきたい。特に、PTA主催の家庭教育セミナーなどでは、ネットで配信するのではあれば、時間、空間を越えた取組が可能である。そのための必要な支援ができるよう取り組むことや、各校合同での企画なども考え、市として仲介役を担う等、活動を止めないための可能な方法について検討していただきたい。ジュニアリーダーの育成、青少年交流施設で利用可能な設備についても、今後は情報化に対応した取組の検討が急務になる。この機会に、新たな方向性を見出せるよう検討を進めていただきたい。

### ○施策9 生涯学習社会への対応 について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設の利用が制限されたり、予定された講座が実施できない状況が生じたが、その中でも地域文化祭では、活動の様子をネット配信するなど、可能な方法を工夫して取り組まれたことに感謝いたします。未だに終息の見通しが立たない中、今年度は各施設の果たす役割や機能に  
応じて、新たな取組や実施方法について検討する機会としていっていただきたい。

また、生涯学習の機会の確保とその支援は今後とも重要であるため、関係する支援団体等との連携を図り、可能な取組や必要な支援を行っていけるよう進めていっていただきたい。

### ○施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承 について

新型コロナウイルス感染拡大のため休館が続くこととなったが、学校との連携において、来館しての利用を出前講座に切替るなどの取組をされたことは評価できる。未だに終息の見通しが立たない中、これまでと違った地域の博物館・記念館として果たす役割や情報発信の方法について新たな取り組みを検討し、計画・実施できるよう取り組んでいっていただきたい。

今後、収蔵資料のデジタル化や、それらを必要に応じて利用できるシステムの構築、ネットワークを活用したオンラインでの情報提供等、可能な方法について検討し取り組んでいっていただきたい。

(3) 帝京大学大学院教職研究科教授 赤堀 博行

**施策について**

**○総評**

新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要がある中で、当初の計画が実施できなかった状況もあるが、すべての施策において、一定程度の成果が見られたことは評価してよい。特に、これまで対面で行っていた事業の実施が困難な中で、研修をオンデマンドとして実施したり、学校公開の情報を、ホームページを活用して周知したりしたことは有効であったと思われる。

今年度から中学校においても新学習指導要領に基づく教育活動が全面実施になったことを鑑み、今回の改訂で重視された特別な配慮を必要とする児童・生徒への指導に関わる取組が効果的に行われたことは適切であった。一方で学習指導要領の記述は、各学校における日々の授業の中で具現化されなければならないことから、こうした視点での各学校への具体的な指導助言を施策1及び施策2などにおいて示したいところである。

オリンピック・パラリンピックに向けた充実した様々な取組が行われたことから、施策2に明示してあるように、体育健康教育、異文化理解教育、国際理解教育などに継承・発展することを期待したい。

**○施策1 豊かな心の育成 について**

命の教育については、コロナ禍の中で授業等の公開は行えなかったが、これまで継続してきた事業であり、各学校においてもその重要性を認識して独自の工夫を凝らした授業を行ったことが推察される。

次年度以降の課題として、SOSの出し方教育を新学習指導要領の下でどのように教育課程に位置付けることが各学校の円滑な実施に繋がるのか、その方向性を明示していただきたい。

人権教育における新型コロナウイルス感染症に関わってワクチン未接種者を対象に含めて考えたい。

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進に際しては、市教委の教育目標を勘案し、各学校が育てたい子供像を明確にできるように適切な指導助言を行うことを期待したい。

**○施策2 確かな学力の育成 について**

新学習指導要領の全面実施に伴い指導要録の改訂が行われたことから、3観点による学習評価の在り方に関わる研修は、各学校の理解が得られるよう目的、方法を具体的に設定することが求められる。

今次の学習指導要領の改訂において、海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導の充実が求められている中で、コロナ禍において日本語指導教室を開催し、相当数の児童生徒が参



加できるようにしたことは大いに評価できる。

教員の働き方改革が求められる中で、校務支援システムの充実を進展させたことは意義深い。令和の日本型学校教育の構築が求められる中で、校種間連携の在り方については学校の負担過重にならないように慎重に検討したい。

### ○施策3 健やかな体の育成 について

コロナ禍において児童生徒の運動量の減少による体力低下が問題となる中で、一人でできる体力づくりや体ほぐしの推進など、体力向上の取組に関わる学校への指導を計画的に行ったことは意義深い。

食育の推進については学習指導要領の総則に示され、教育活動全体での取組が求められているところであるが、教員の心得ておくべきアナフィラキシーへの対応としてエピペンシュミレーション研修、食物アレルギー研修を実施したことは有効である。

体力向上に関わる取組としての資質・能力の育成を目指した授業改善については、対象教科を明確にした上で、具体的な手続きや手法について各学校に指導・助言できるようにしたいところである。

### ○施策4 個に応じたきめ細かな支援 について

今次の学習指導要領の改訂では、特別な配慮を必要とする児童・生徒への指導として、障害のある児童・生徒などへの指導、帰国児童・生徒などの学校生活への適応、日本語の習得に困難のある児童・生徒に対する日本語指導、不登校児童生徒への配慮が挙げられたところであるが、調布市においてはすべてにおいて具体的な手立てを講じており適切な対応と言える。

不登校児童・生徒への対応として「太陽の子」の環境整備、入退手続きの整備を行ったところであるが、適応指導教室など代替え教育による出席扱いなども視野に入れて不登校児童生徒数について再考することも考えたいところである。

いじめ問題への対応も組織的・継続的に行われており評価できる。

### ○施策5 魅力ある学校づくりの推進 について

今次の学習指導要領の改訂の重要なキーワードの一つである「社会に開かれた教育課程」の編成・実施に向けて、コミュニティースクールの運営が重視されている。その中の課題として学校運営委員の力量があるが、本市ではCSマイスターによる講演会を実施するなどの啓発活動は有効である。

新型コロナウイルス感染防止を配慮しつつ、学校公開を児童及び保護者の思いに配慮してホームページによる周知を図ったことは適切であった。今回のことを考慮して、各学校においては自校の説明資料は自校で作成するように指導・援助することも考えたい。

教職員の指導力向上に関わって、指導訪問に際しては指導教諭の実践を授業改善の今日的課題を明確にした情報共有を行いたい。

### ○施策6 安全・安心な学校づくりの推進 について

食物アレルギー事故防止対策を着実に、発展的に実施していることは評価できる。これまでの知見，経験を随時見直し，現状及び今後の対策，対応を心掛けていることは意義深い。

市関係部署が連携して行う「感染症対策を踏まえた避難場所開設訓練」に対してイニシアチブを発揮したことは評価できる。

コロナ禍においても，児童生徒の安全確保，自助の精神を高めるためのセーフティ教室を着実に実施したことは適切であった。

学校における感染症対策に要する物品を計画的に購入した取組は，的を射たものであったと言える。

### ○施策7 学校施設整備の推進 について

厚生労働省はコロナ感染対策として，1時間に2回以上の窓を全開して行う換気が推奨されているところであることから，換気も含めた快適な教育環境の整備として，多くの人々が集まることが予想される体育館の空調整備を進めていることは評価できる。

危険を伴う老朽化への早急な対応を適切に行っているところであるが，学校が主体として校内美化活動を促す取組も重要と考えられる。

児童・生徒の増加へ対応を周到に行っていること，今後の状況の予測，対応策の検討をおこなっていることは適切と言える。

### ○施策8 青少年の育成 について

新型コロナウイルス感染防止のため，計画していた多くの事業が実施できなかったことは残念であったが，青少年交流館の活用やレクリエーション講習会の実施などできる限りの事業を展開したことは評価してよい。

各学校が主体として行う家庭教育セミナーへの支援を行っていることは適切である。一方で，今回の事態を考慮しつつ，家庭教育セミナーで活用できる映像資料などの作成・配布なども考えたい。

### ○施策9 生涯学習社会への対応 について

新型コロナウイルス感染防止のために緊急事態宣言以降に学校施設開放を中止したことは妥当であるが，利用延べ日数が1300日余り，延べ利用者数45000人余りを数えたことは大きな成果と言える。

障がいのある人々の社会参加ための取組であるのびのびサークルを感染防止対策を周到に行った上で実施したことは，今年6月の2016年に施行された障害者差別解消法が合理的配慮を視点として改正されたことに先立つもので意義深い。

多様な読書活動の推進を期して第3次調布市子ども読書活動推進計画が十分に実施できなかったことはやむを得ないことであったが，児童生徒の在宅での図書利用に関わって推薦図書，蔵書リストを電子化して公開し，児童生徒への貸出な

どを、学校を媒介として行えるようにする取組なども考えていきたい。

#### ○施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承 について

コロナ禍の中で児童の郷土博物館見学に代えて、関係職員が出前授業を20回実施したことは、児童の郷土・調布への愛着を高めることにつながる工夫であったと言える。

郷土博物館の公式Twitter開設は、市民が在宅のままイベント等に参加できるため有効であった。一方で、いずれの世代の市民もTwitterに参加できるように、アカウント作成の支援などを行えるとよい。

武者小路実篤記念館において、感染防止対策を周到に行った上で、「白樺」創刊110周年となる今年度にイベントを挙行したことは意義深い。

厳しい状況の中でも国史跡下布田遺跡の保存・整備に関わる取組を着実に進めたこと適切であった。




## 6 資料編

(1) 教育プラン（2019-2022年度）施策体系（施策，主要事業，主管課）

調布市教育委員会 教育目標	教育委員会 基本方針		教育プラン	
	基本方針	施策	主要事業	
調布市教育委員会 教育目標	<b>基本方針 1</b> 生命をいつくしみ 人の尊厳を重んじる 心を育てる	<b>基本方針 1</b> 施策 1 豊かな心の育成	1 命の教育の推進 2 人権教育の推進 関連事業▶13 いじめ、虐待の防止と対応 3 道徳教育の推進 4 体験活動の推進	
	<b>基本方針 2</b> 「生きる力」を育て 個を伸ばす教育を 充実する	<b>基本方針 2</b> 施策 2 確かな学力の育成	5 基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成 関連事業▶16 地域人材等を活用した教育の充実 6 ICT機器の整備・活用と情報教育の推進 7 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進 関連事業▶9 体力向上への支援 8 学校図書館の活用推進	
		施策 3 健やかな体の育成	9 体力向上への支援 関連事業▶7 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進 関連事業▶16 地域人材等を活用した教育の充実 10 食育の推進	
		施策 4 個に応じたきめ細かな支援	11 特別支援教育の推進 12 不登校児童・生徒への支援 13 いじめ、虐待の防止と対応 関連事業▶2 人権教育の推進 関連事業▶18 教職員の指導力・人権意識の向上 14 個に応じたきめ細かな教育相談の充実 15 児童・生徒の貧困への対応 関連事業▶18 教職員の指導力・人権意識の向上	
	<b>基本方針 3</b> 学校・家庭・地域の 役割と責任に 基づいた連携を進める	<b>基本方針 3</b> 施策 5 魅力ある学校づくりの推進	16 地域人材等を活用した教育の充実 関連事業▶5 基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成 関連事業▶9 体力向上への支援 17 特色ある教育活動の推進 18 教職員の指導力・人権意識の向上 関連事業▶13 いじめ、虐待の防止と対応 関連事業▶15 児童・生徒の貧困への対応 19 学校における働き方改革の推進	
<b>基本方針 4</b> 安全で安心な 調布の教育環境の 整備を推進する	<b>基本方針 4</b> 施策 6 安全・安心な学校づくりの推進	20 食物アレルギー対策の推進 21 安全教育の推進 22 児童・生徒の安全確保の推進		
	施策 7 学校施設整備の推進	23 老朽化・長寿命化対策等の推進 24 不足教室への対応 25 快適な教育環境の整備		
<b>基本方針 5</b> 生涯にわたって 自己実現を目指す 機会を提供する	<b>基本方針 5</b> 施策 8 青少年の育成	26 家庭教育への支援 27 地域で活躍できる人材の養成 28 青少年交流・体験事業の推進		
	施策 9 生涯学習社会への対応	29 市民、社会教育団体等の活動への支援 30 障害のある方の社会体験活動への支援 31 暮らしと地域の魅力・課題の再認識につながる公民館活動の推進 32 市民の読書・調査活動への支援		
	施策 10 地域ゆかりの文化の保存と継承	33 史跡・文化財の保存及び活用 34 地域ゆかりの文化を生かした事業の展開		

成果指標・目標値

 <p>【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】</p>	<p>「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合</p> <p>※全国学力・学習状況調査</p>	<p>小学校 100.0% 中学校 100.0%</p>
<p>【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】</p>	<p>東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数</p> <p>「自分たちで課題を立て、話し合いながら学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合</p> <p>※全国学力・学習状況調査</p>	<p>小学校 3.0pt 中学校 3.0pt</p> <p>小学校 80.0% 中学校 80.0%</p>
<p>【指導室】 【指導室】 【指導室】 【学務課, 指導室】</p>	<p>東京都「児童・生徒体力・運動能力, 生活・運動習慣等調査」における東京都(各学年・男女別)の体力合計点と調布市の体力合計点の比較</p> <p>体育の授業における, 体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合</p> <p>※全国学力・学習状況調査</p>	<p>東京都の平均値を上回る (小学校・中学校)</p> <p>小学校 男・女 75.0% 中学校 男・女 70.0%</p>
<p>【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【教育相談所】 【指導室, 学務課】 【指導室】</p>	<p>通常の学級において, 特別な支援が必要な児童・生徒のうち, 「スクールサポーター等の外部支援による対応」, 「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率</p>	<p>小学校 90% 中学校 90%</p>
<p>【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室, 学務課】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室, 学務課, 教育総務課】</p>	<p>地域学校協働本部の設置校</p>	<p>28校 (市立小・中学校全校)</p>
<p>【学務課, 指導室】 【教育総務課, 指導室】 【学務課, 社会教育課, 教育総務課】</p>	<p>調布市防災教育の日の参加者数</p>	<p>30,000人</p>
<p>【教育総務課 施設担当】 【教育総務課 施設担当】 【教育総務課 施設担当】</p>	<p>耐用年数を基本に, 屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合</p>	<p>屋上防水 100%(101/101棟) 外壁 100%(101/101棟) 受変電設備 100%(28/28棟)</p>
<p>【社会教育課】 【社会教育課】 【社会教育課】</p>	<p>リーダー養成講習会の参加者数</p>	<p>1,400人 (4か年累計)</p>
<p>【社会教育課, 公民館】 【社会教育課】 【公民館】 【図書館】</p>	<p>社会教育施設(公民館・図書館)の満足度</p> <p>※調布市市民意識調査</p>	<p>図書館 75.0% 公民館 50.0%</p>
<p>【郷土博物館】 【郷土博物館, 図書館】</p>	<p>郷土博物館・実篤記念館の合計入館者数</p>	<p>55,000人</p>

(2) 教育委員会会議開催状況(令和2年度)

開催月日	会議名	議 事	結 果
令和2年 4月2日	第3回 臨時会	(協議題) ・ 調布市立学校の休業の措置について	—
※ 4月24日	第4回 定例会	(議案) ・ 臨時代理の承認について(調布市適応指導教室設置条例の施行期日を定める規則の制定について) ・ 臨時代理の承認について(調布市適応指導教室設置条例施行規則の制定について) (報告事項) ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う調布市教育委員会の対応について ・ 令和2年第1回調布市議会定例会について ・ 令和元年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・ 調布市立学校食物アレルギー対応マニュアルの改訂について ・ 令和2年3月における市内小・中学校の事故等の報告について ・ 体罰の実態把握について ・ 令和2年度調布市立小・中学校及び特別支援学級における教育課程の特色について ・ 令和元年度教育相談所事業報告について ・ 令和元年度調布市公民館事業報告について ・ 令和元年度調布市立図書館事業報告について ・ 令和元年度調布市郷土博物館事業報告について ・ 令和元年度調布市武者小路実篤記念館事業報告について (諸報告) ・ 令和元年度教育支援コーディネーター室の活動状況報告について ・ 令和元年度スクールカウンセラーの活動状況報告について ・ 令和元年度教育相談所利用状況報告(11月～3月分)について ・ 令和元年度社会教育委員の会議(1月～3月分)について ・ 令和元年度調布市八ヶ岳少年自然の家使用状況報告について ・ 令和元年度青少年交流館使用状況報告について ・ 令和元年度調布市公民館運営審議会(1月～3月分)について ・ 令和元年度調布市立図書館協議会(1月～3月分)について ・ 令和元年度調布市文化財保護審議会(1月～3月分)について	
5月6日	第4回 臨時会	(協議題) ・ 市立小・中学校の臨時休業の延長について (報告事項) ・ 5月7日、8日の市立学校の対応について	—  —





6月26日	第6回 定例会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時代理の承認について(令和2年第2回調布市議会定例会提出案件について)</li> <li>・ 臨時代理の承認について(調布市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令)</li> <li>・ 臨時代理の承認について(調布市立図書館協議会委員の解職について)</li> </ul> <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について</li> <li>・ 調布市立学校における感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)について</li> <li>・ 調布市立図書館の臨時休館について</li> </ul> <p>(諸報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う教室開放の実施報告について</li> </ul>	可決 可決 可決 — — — —
7月1日	第5回 臨時会	<p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会委員の任命について</li> </ul>	—
7月10日	第6回 臨時会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調布市教育委員会職員の処分について</li> </ul>	可決
7月22日	第7回 定例会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時代理の承認について(調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則)</li> <li>・ 臨時代理の承認について(社会教育委員の解職について)</li> <li>・ 臨時代理の承認について(調布市立図書館協議会委員の解職について)</li> <li>・ 臨時代理の承認について(調布市立図書館協議会委員の解職について)</li> </ul> <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年第1回調布市議会臨時会及び令和2年第2回調布市議会定例会について</li> <li>・ 令和2年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について</li> <li>・ 令和2年6月における市内小・中学校の事故等の報告について</li> <li>・ 学校に行きづらい子どもの保護者の集い報告について</li> </ul> <p>(諸報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度社会教育委員の会議(4月～6月分)について</li> <li>・ 令和2年度調布市公民館運営審議会(4月～6月分)について</li> </ul>	可決 可決 可決 可決 — — — — — —
8月4日 ～8月5日	第7回 臨時会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について</li> <li>・ 令和3～6年度使用 調布市立中学校教科用図書の採択について</li> </ul> <p>(協議題)</p>	可決 可決

		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の選定について</li> <li>令和3～6年度使用 調布市立中学校教科用図書の選定について</li> </ul>	— —
8月17日	第8回定例会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(令和元年度振返り)(案)について</li> <li>臨時代理の承認について(東京都公立学校副校長の人事について)</li> <li>令和2年第3回調布市議会定例会提出案件について</li> <li>調布市立図書館協議会委員の委嘱について</li> </ul> <p>(協議題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>請願第1号 集団的自衛権・交戦権・中央集権まで「自由・権利の記述箇所数」にカウントする, 反学問的な都教委作成『中学校教科書調査研究資料』の, 公民の“調査・研究”の在り方を是正させるよう求める請願</li> </ul> <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について</li> <li>令和2年7月における市内小・中学校の事故等の報告について</li> </ul>	可決 可決 可決 可決 — —
9月25日	第9回定例会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調布市文化財保護審議会臨時委員の委嘱について</li> <li>臨時代理の承認について(調布市教育委員会職員の人事異動について)</li> </ul> <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について</li> <li>令和2年8月における市内小・中学校の事故等の報告について</li> <li>損害賠償請求事件の訴えの提起について</li> <li>調布市北部公民館の臨時休館について</li> </ul>	可決 可決 — — — —
10月1日	第8回臨時会	<p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会委員の任命について</li> </ul>	—
10月23日	第10回定例会	<p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年第3回調布市議会定例会について</li> <li>令和2年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について</li> <li>令和2年度調布市教育人口等推計の概要について</li> <li>令和2年9月における市内小・中学校の事故等の報告について</li> <li>令和2年度調布市教育シンポジウムについて</li> <li>魅力ある学校づくり調査研究事業6月アンケートの調査報告について</li> </ul> <p>(諸報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度教育相談所利用状況報告(4月～9月分)について</li> <li>令和2年度調布市社会教育委員の会議(7月～9月分)について</li> </ul>	— — — — — — — —

		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度調布市公民館運営審議会（7月～9月分）について</li> <li>令和2年度調布市立図書館協議会（7月～9月分）について</li> <li>令和2年度調布市文化財保護審議会（7月～9月分）について</li> </ul>	— — —
11月12日	第11回定例会	<p>（議案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年第4回調布市議会定例会提出案件について</li> <li>臨時代理の承認について（調布市立第四中学校の用地取得について）</li> </ul> <p>（報告事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について</li> <li>令和2年10月における市内小・中学校の事故等の報告について</li> <li>調布市立小学校における児童用タブレット端末（先行導入）の活用状況等について</li> <li>令和2年度調布市「いのちと心の教育月間」の取組について</li> <li>学校に行きづらい子どもの保護者の集い報告について</li> </ul>	可決 可決 — — — —
12月18日	第12回定例会	<p>（議案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調布市教育委員会表彰について</li> <li>調布市教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則について</li> <li>調布市社会教育委員の委嘱について</li> </ul> <p>（報告事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について</li> <li>令和2年11月における市内小・中学校の事故等の報告について</li> <li>学校に行きづらい子どもの保護者の集い（土曜日開催）報告について</li> <li>史跡下布田遺跡整備基本計画（素案）パブリックコメントの実施について</li> </ul>	可決 可決 可決 — — —
12月22日	第9回臨時会	<p>（報告事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会委員の任命について</li> </ul>	—
令和3年 1月22日	第1回定例会	<p>（議案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調布市教育委員会表彰について</li> </ul> <p>（報告事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年第4回調布市議会定例会について</li> <li>令和2年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について</li> <li>令和2年12月における市内小・中学校の事故等の報告について</li> <li>令和2年度コロナ禍における児童・生徒の学習状況を把握するための調査結果の報告について</li> <li>令和元年度調布市立学校における児童・生徒のいじめ・不登校等の調査報告について</li> <li>緊急事態宣言期間中における調布市立学校の新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について</li> </ul> <p>（諸報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度調布市社会教育委員の会議（10月～12月分）について</li> </ul>	可決 — — — — — —



	<p>ス感染症対策を講じた学校運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度卒業式並びに令和3年度入学式の実施について</li> <li>・ 令和3年2月における市内小・中学校の事故等の報告について</li> <li>・ 令和4年度使用調布市立学校特別支援学級教科用図書採択について</li> <li>・ 新成人を祝う場についての要望について</li> <li>・ 令和3年度調布市武者小路実篤記念館事業計画(案)について</li> </ul>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
--	--	--

※ 4月24日（第4回定例会）は新型コロナウイルスの影響に伴い中止

### (3) 教育委員会事務局の概要（令和2年度）

令和2年度当初の職員数，当初予算額，組織体系図は以下のとおり

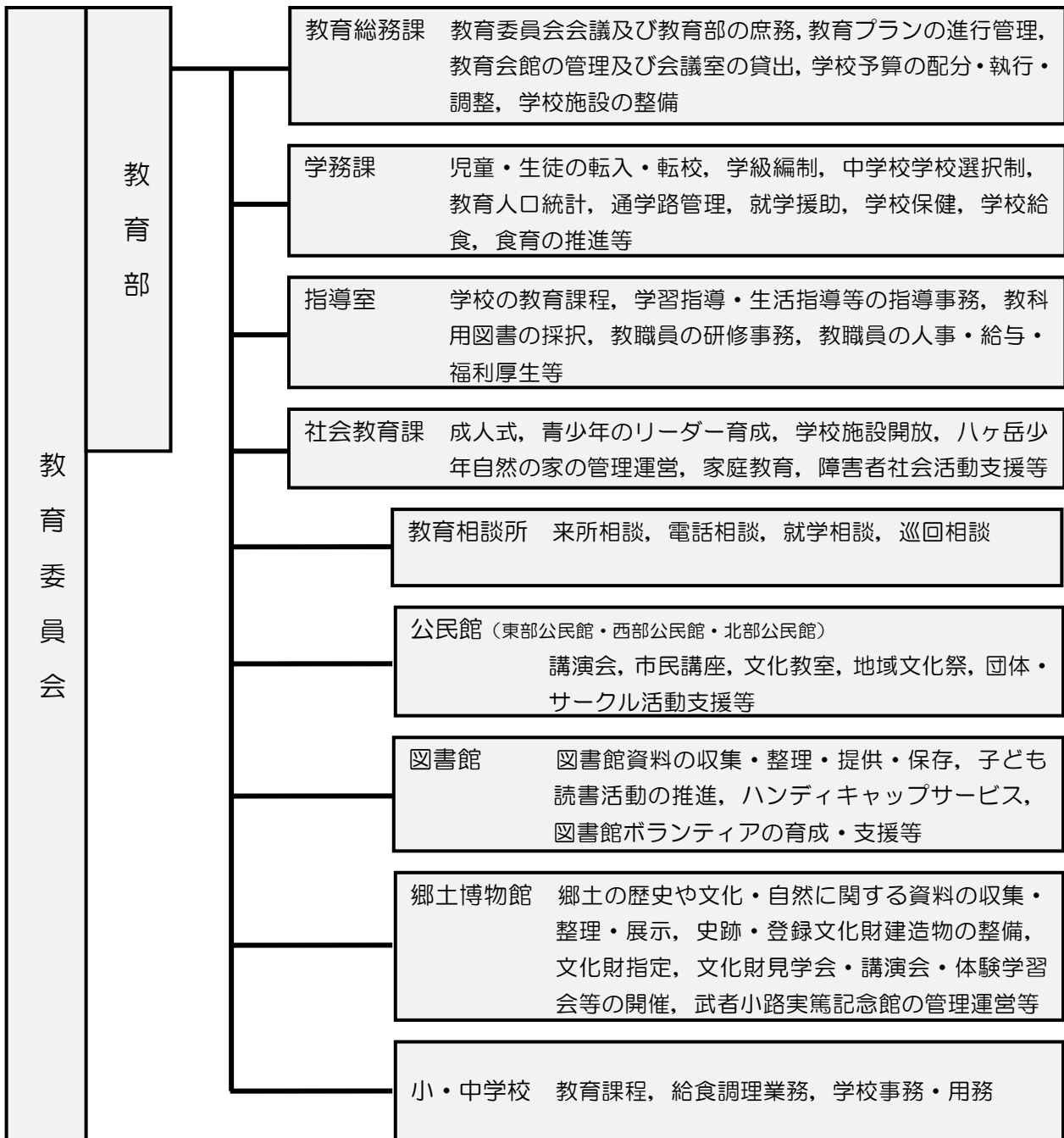
#### ◆職員数

- ・正規職員 204人（うち管理職19人）
- ・再任用職員 23人（うち管理職2人）

#### ◆当初予算額（一般会計のうち教育部所管分）

- ・歳入 3億7,176万6,000円
- ・歳出 63億1,388万4,000円（職員人件費を除く）

#### ◆組織体系図



(4) 令和2年度一般会計当初予算（教育部所管分）課別予算の状況

◆課別 歳出予算の状況

(単位 千円)

課名	令和2年度予算額a	前年度予算額b	差引増減額a-b	増減理由
教育総務課	3,395,571	3,158,798	236,773	体育館空調整備・学校施設整備方針を踏まえた事業実施に伴う増
学務課	1,013,354	993,763	19,591	調理業務委託に係る人件費増
指導室	937,404	980,552	▲ 43,148	適応指導教室工事完了による減
社会教育課	77,823	82,613	▲ 4,790	
教育相談所	63,143	56,465	6,678	
東部公民館	25,058	22,246	2,812	
西部公民館	21,033	20,922	111	
北部公民館	43,512	23,616	19,896	電気設備改修工事による増
図書館	498,335	491,735	6,600	
郷土博物館	238,651	205,831	32,820	実篤記念館昇降機改修工事等による増
教育部 合計	6,313,884	6,036,541	277,343	

◆課別 歳入予算の状況

(単位 千円)

課名	令和2年度予算額a	前年度予算額b	差引増減額a-b	主な増減理由
教育総務課	217,310	239,429	▲ 22,119	調布3・4・18号線拡幅に伴う物件補償費による減
学務課	6,218	4,711	1,507	
指導室	125,787	151,307	▲ 25,520	
社会教育課	210	208	2	
教育相談所	0	0	0	
東部公民館	507	617	▲ 110	
西部公民館	374	374	0	
北部公民館	1,134	1,134	0	
図書館	2,399	2,545	▲ 146	
郷土博物館	17,827	14,114	3,713	
教育部 合計	371,766	414,439	▲ 42,673	



## (5) 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成 21 年 1 月 30 日

教育委員会要綱第 2 号

### 第 1 目的

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

### 第 2 定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- (1) 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

### 第 3 点検及び評価の対象

点検及び評価の対象は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき調布市教育委員会が策定した教育振興基本計画に掲げる施策及び主要事業とする。

### 第 4 点検及び評価の実施

点検及び評価は、前年度における第 3 に掲げる事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年 1 回実施する。

- 2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 施策及び事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- 4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、市議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

### 第 5 学識経験者等の知見の活用

教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検及び評価に関する有識者を置く。

### 第 6 委任

この要綱に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は，平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 22 日教委要綱第 16 号）

1 この要綱は，平成 22 年 12 月 22 日から施行する。

2 この要綱による改正後の調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第 3 の規定は，平成 22 年度以降に係るものについて適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日教委要綱第 7 号）

この要綱は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

刊 行 物 番 号
2021-82

調布市教育委員会の権限に属する事務の管理  
及び執行の状況の点検及び評価報告書  
(令和2年度振返り)

発行日 令和3年8月

発行 調布市教育委員会

編集 調布市教育委員会教育総務課

〒182-0026 調布市小島町2-36-1

Tel 042-481-7465

印刷 庁内印刷